

会 議 名 予算特別委員会（第1日）

開催日時 平成20年3月10日 午前10時00分～午後4時36分

会 場 第5会議室

1. 出席者

1 番 幸前信雄 3 番 杉浦敏和 4 番 北川広人
5 番 鈴木勝彦 9 番 吉岡初浩 10 番 寺田正人
13 番 内藤とし子 14 番 井端清則
18 番 小野田由紀子

2. 欠席者

な し

3. 傍聴者

杉浦辰夫、磯貝正隆、佐野勝已、内藤皓嗣、森 英男、水野金光
岡本邦彦、神谷 宏、小嶋克文

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、副市長、教育長

地域協働部長、生活安全 GL、地域政策 GL、市民活動 GL、地域文化 GL

市民総合窓口センター長、市民窓口 GL、市民生活 GL

税務 GL、収納 GL

福祉部長、地域福祉 GL、地域福祉 G 主幹、介護保険 GL、保健福祉 GL

こども未来部長、子育て施設 GL、子育て施設 G 主幹、こども育成 GL

都市政策部長、計画管理 GL、都市整備 GL、上下水道 GL

地域産業 GL、政策推進 GL

行政管理部長、人事 GL、文書管理 GL、財務経理 GL、契約検査 GL

情報管理 GL

学校経営 G 主幹

会計 GL

病院事務部長、病院管理 GL

監査委員事務局長

5. 職務のため出席した者

事務局長、書記 1 名

6. 付託案件

議案第 27 号 平成 20 年度高浜市一般会計予算

議案第 28 号 平成 20 年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 29 号 平成 20 年度高浜市土地取得費特別会計予算

議案第 30 号 平成 20 年度高浜市老人保健特別会計予算

議案第 31 号 平成 20 年度高浜市公共下水道事業特別会計予算

議案第 32 号 平成 20 年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算

議案第 33 号 平成 20 年度高浜市介護保険特別会計予算

議案第 34 号 平成 20 年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 35 号 平成 20 年度高浜市水道事業会計予算

議案第 36 号 平成 20 年度高浜市病院事業会計予算

7. 会議経過

議会事務局長 年長委員として内藤とし子委員を臨時委員長に。

臨時委員長挨拶

市長挨拶

委員長選出

委員長の選出方法を投票による方法と指名推選による方法のいずれによって選出するかを諮る。

(指名推選の声あり)

委員長に、小野田由紀子委員を指名

委員長挨拶

副委員長選出

副委員長の選出方法を投票による方法と指名推選による方法のいずれによって選出するかを諮る。

(指名推選の声あり)

副委員長に幸前信雄委員を指名

副委員長挨拶

正副委員長日程調整のため、休憩

休憩 午前10時04分

再開 午前10時07分

委員長 日程につきまして、ただいま副委員長と協議しました結果、本日は一般会計の質疑を行い、明日は、特別会計と企業会計の質疑を行い質疑終了後、当初予算議案に対する採決をしまいたいと思います。なお、本日、委員の慎重審査が予定より早く進んだ場合には、引き続き、議案第28号以後の質疑に進みたいと思いますので、よろしくご協力のほど、お願い申し上げます。また、委員会の円滑なる運営のため、総括質疑との重複をさけていただき、質疑については、まとめて行っていただくとともに、質疑漏れのないよう、また、発言は議題の範囲を超えないようお願いいたします。また、質疑に当たりましては、ページ数をお示しいたいただき、マイクを使って的確をお願いいたします。ただいまから、予算特別委員会に付託されました案件の審査を行います。案件は、すでにお手元に配布されております議案付託表のとおり、議案第27号から議案第36号までの10議案であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

異議なし

委員長 異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。
意（13） 質疑が落ちのないように質問させていただきたいと思っておりますが、それでもやはり質問不足、質問し損なうこともありますので、質疑漏れについて、質疑ができるようにお願いします。

委員長 ただいま、内藤とし子委員より全ての質疑終了後に、質疑漏れの部分についての質疑を許されたいとの発言がありましたが、一般会計と特別・企業会計ごとに質疑が終了後における質疑漏れについて、許可することに御異議ございませんか。

異 議 な し

当局の補足説明

な し

<質疑>

議案第27号 平成20年度一般会計予算

歳入

1款 市税

問（13） 1款の市税ですが、個人市民税と法人市民税について、個人市民税は若干ですね、法人市民税は、特に法人市民税がふえていますが、これは数の問題なのか、法人の中でも窯業関係は経営的には大変厳しいということも聞いているんですが、廃業なんかもあるかと思うんですが、そういう点でどうなんでしょうか。

答（税務G） ただいま、個人市民税と法人市民税につきまして、特に法人につきましては、法人数はほとんど変わりませんが、基本的には自動車関連企業が堅調ということで、主にこの関連企業の堅調さに基づいて増額になっています。それから、個人市民税については、基本的なところは変わりませんが、昨年、19年度に税源移譲に伴いまして、税率が上がりまして、1

9年度の特別徴収につきまして6月から翌年の5月までの徴収になっておりまして、翌年の4月、5月分につきましては翌年度歳入になりますので、その関係で税率が上がった分だけ増えておりますので、今回この分が個人市民税の増額になっています。

問（13） ふえた内容はわかったんですが、窯業関係のところでは、全体としてはふえているということなんですが、法人市民税ですね、窯業関係なんかのところではどんなような結果といいますか、出てるんでしょうか。

答（税務G） 業種別に見ますと特に窯業関係につきましては非常に厳しい状況ということで、前年の決算見込みから比較いたしましても約60%の、増減率が60ということで、約40%の減というふうに見込んでいます。

問（13） 毎年言っていることですが、この法人市民税の関係で不均一課税について導入する考えはないのか、全国的に見ても不均一課税をやってみえるところはかなりあると思うんですが、どれぐらい不均一課税をやっているところがあるのか、そういう点もわかったらお示してください。

答（税務G） 法人の関係の超過課税、不均一課税につきまして、まず、全国の状況でございますが、平成19年4月1日現在ですが、全国の市町村1,804の団体中ですね、標準税率の12.3%の採用の市町村が785団体で、43.5%、一律超過課税税率が724団体で40.1%、合併による不均一課税が93団体で5.2%、資本金等の区分によります不均一課税を実施しているのが202団体で11.2%です。ちなみに愛知県下ですと、資本金の区分による不均一課税の実施状況で63市町村中、13市1町で22.2%となっています。この実施につきましては毎年御質問いただいておりますけども、基本的には標準税率を基本といたしておりますので、実施する考えはございませんので御理解をよろしく申し上げます。

問（13） 法人市民税をですね、導入すれば、高浜なんかかなり厳しいということで、あちこちで市役所行ったら予算がないんだとって言われたんだというような声もよく聞くところですが、人口5万人未満というか、当市とよく似たようなところで超過課税、不均一課税をやっているところがどれぐらいあるか、そういう点をお示してください。

答（税務G） 全国で人口5万人未満の市でいきますと、246団体で見ますとですね、標準税率が76団体で30.9%、一律超過税率が141団体で57.3%、合併による不均一課税が16団体で6.5%、資本金等の区分による不均一課税の実施が13団体で5.3%という状況です。

問（13） 全国の流れといいますか、かなり超過課税をやってみるところもあるようですし、個人市民税については定率減税もなくしても本当に厳しい状況なんです、法人市民税については定率減税そのままできてますし、ぜひ個人と法人の格差を是正するためにも不均一課税を取り入れていただきたいと思います。それから、個人市民税の滞納繰越が15.5%になっていますが、これはどういう理由で徴収率が上がっているのか、これ確か上がっていると思うんですが。

答（収納G） 滞納繰越の分の把握の方法ですが、今年度でいきますと、平成18年度以前分の未収額に19年度分として新たに発生すると見込まれる未収入額を加算して滞納繰越額というのを出しています。この徴収率ですが、昨年13.9%で今年が15.5%ということで、ポイント数が上がっています。徴収率の方は減少傾向ということもありますが、過去3カ年の平均徴収率を出しまして、その平均徴収率に0.5、目標数値ですが、上乗せした数字で予算計上しています。

問（13） 都市計画税についてですが、一色も碧南も制限税率以下にしていますが、ぜひ制限税率を下げてくださいような検討がされているのかどうか、そのあたりをお示してください。

答（税務G） 都市計画税の税率の御質問ですが、特に都市計画税につきましては、都市計画事業の費用にあてるための目的税でございまして、下水道事業を始めといたしました都市施設の整備を鋭意実施推進していく中の重要な財源です。よって都市計画税が都市計画事業費を上回るような状況になれば検討していくということも考えられますけども、現状ではそういった状況ではございませんので、税率の引き下げは考えておりませんので御理解いただきたいと存じます。なお、都市計画税の当初予算の充当割合ですが、71.5%という状況です。

問（13） 下げる考えはないというお話ですが、都市計画税も給料が上がってこない中で税金ばかり上がってくるという今状況があるんですよね。そういう中で、取られるものはいっぱい取られてしまうということで、皆さん大変な生活をしてみえるわけですが、どれぐらいの市がやってみえるのか。

答（税務G） 都市計画税の税率の全国の市の状況ですが、全国の市で見ますと537市中制限税率の0.3%を採用している市が292で54.4%、制限税率以下の市が245市で45.6%という状況です。愛知県においては、都市計画税を採用している市町村は63市町村中48でして、このうち制限税率採用が、0.3%の採用が、33市町村の68.8%、制限税率以下が15市町村、31.2%となっています。

問（14） 67ページの市民税の関係で、関連しますが、お聞きしたいと思います。全国の自治体1,804中、何らかの形で法人市民税の超過課税をやっているというのが56%、それから、人口5万人未満の市でいきますと246団体中69%、それから愛知県下では63市町村中22%、まあそういった何らかの形でそれぞれの自治体の財政事情を勘案してこういう具体的な施策がされているということですが、この愛知県下の13市1町というのは具体的にはどこが、数字だけではなく自治体名をあげていただきたい。

答（税務G） 愛知県下で実施している市町村ですが、すべてが資本金の区分による不均一課税で、名古屋市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、知立市、岩倉市、清洲市、それから扶桑町です。

問（14） それぞれの市町で、先ほども言いましたが、特段というとおかしいですが、基準財政需用額で見込めない、そういう事情に基づいて不均一課税をやっているというふうに理解していますが、今、先ほども話が出ましたが、今日的な問題というのは格差の広がり的问题があるわけですね。勤労市民はとりわけ、目いっぱい働いてもなかなかその労働に見合った対価というのが支払われていない、それが突き詰めていくとワーキングプアというふうな社会問題が取り上げられておって、それを国、地方上げて何とか是正していこうという動きの中にあるということは、皆さん承知していると思う

んですね。先ほど、福田首相も経団連のトップを呼んで今度の春闘については企業の利益を労働者に還元すべきだと、しなさいという要請までするのは、格差是正の一つの取り組みとして注目していますが、国を挙げてそういうふうな動き、動かざるを得ないようなそういう状況というのはつくられているわけですので、やはり何らかの形で、企業はそういう形でそこで働く労働者の人たちに労働条件の対応というのはやってしかるべきだと思いますが、地方自治体の中にあっても、やはり企業は、私どもが指摘しているのは資本金10億円以上の企業を対象としてその業績が好調だという企業が押しなべてあるわけですので、社会的な責任をそういう意味では果たしていただくべきだと思うんですね。それが、一つの手立てとして法人税の不均一課税、超過課税というところをやはり私は追及すべきだと思うんですね。それが、勤労市民の負担を軽減していくことにもつながりますし、さまざまな意味では、施策の底上げというのが、この財源をもってして上げることも可能になるわけですので、ぜひ、このことは考えるべきだと。これも私ども日本共産党は毎度この点では指摘していますが、特別な財政事情がないんだと、だから超過課税も今日の実施課題になっていないということを繰り返し当局は言っていますが、私は、考えようによっては、子育ての施策の問題も、あるいは、今まさに地震がいつ起こるかもわからないというような防災対策の底上げのためにも特別な財政事情というのは、そういう施策を充実していくのであれば必要とされる部類と私は思うんですね。だから、特別な財政事情がないというのではなくて、特別な事情があるのにそれをやらないというのが私は正確に言えばそういう当市のスタンスだというふうに指摘をせざるを得ないわけですね。したがって、ぜひ、そういう点では標準税率にこだわるというふうではなくて、この際、実施に向けての、やり方はいろいろありますよね。先ほど言っていた一律の超過課税もあるでしょうし、資本金ごとの不均一課税もあるでしょうし、何らかの形でその方策をもって法人市民税の超過課税の実施に踏み切るべきだと、その時だと本日改めて市長の見解をできればお聞きしたいと思います。

答（市民窓口セ） 毎回、今の超過課税については御質問をいただいていたしまして、その折に先ほど来税務グループの方からお答えしている内容に関する考え

方、スタンスは、いささかも今日まで揺るぎはありませんので、そのような考えは持ち合わせていません。

2 款 地方譲与税

質 疑 な し

3 款 利子割交付金

質 疑 な し

4 款 配当割交付金

質 疑 な し

5 款 株式等譲渡所得割交付金

質 疑 な し

6 款 地方消費税交付金

質 疑 な し

7 款 自動車取得税交付金

質 疑 な し

8 款 地方特例交付金

問（13） この地方特例交付金については、昨年、確か3年間児童手当特例

交付金のみになったと聞いているんですが、これがふえたのかどうか。

答（財務経理G） 御質問の地方特例交付金の増額の理由ですが、昨年、児童手当特例交付金のみになったというお話をさせていただきましたが、実は20年度から、新たに住宅借入金等の特別税額控除によります個人住民税の減収を補てんする新しい交付金、減収補てん特例交付金というのが創設されました。これの中身は何かというと税制改正により税源移譲が行われ、いわゆる住宅ローンの利子というものが、所得税で引ききれないものについては、20年度から住民税で引くということになりましたので、当然市にとっては減収になりますので、そのための特例交付金が新たに創設されて2,100万円ほど増額になったということです。

問（13） その次の特別交付金が4,800万円から2,600万円に下がっているんですが、これは、どういう関係なんですか。

答（財務経理G） 特別交付金の減額の件ですが、これは、昨年まで恒久減税の減税補てん特例交付金というのがあったわけですが、これが廃止になって激変緩和ということで3年間は特別交付金という名称で19年度から21年度まで交付金が交付されることになり、特別交付金というもので交付されるものです。実は、昨年度、当初4,800万円計上させていただきましたが、これは、いわゆる恒久減税の減税の減収に伴うもの、当然その額によりまして、今年度は補正させていただいて減額させていただいているので、19年度の実績に基づき、20年度の額を2,600万円とするものです。

9款 地方交付税

問（13） 地方交付税が1億6,000万円から5,200万円に下がりますが、これはなぜでしょうか。

答（財務経理G） 地方交付税の減額ですが、普通交付税については不交付ということでゼロということで、実は、前年度1億6,000万円が5,200万円に、これは特別交付税として、18年度に省令の改正があり、特別交付税というものは、普通交付税で措置をされないものについて特別な事情により算定されるものですが、いわゆる特別交付税の算定において普通交付税の不交付団

体については、特別交付税が合併とか災害等に特化されたということで、普通交付税の不交付団体については特別交付税は出さないよということになっており、これも3年間で暫定的になっていまして、20年度は17年度の交付額の25%、これも激変緩和ということで3年間は保障しますけどもということですので、17年度の交付額の25%ということで5,200万円を計上していますが、基本的には21年度からは特別交付税はないということで御理解をいただきたいと思います。

10款 交通安全対策特別交付金

質 疑 な し

11款 分担金及び負担金

問（13） 保育所保育料保護者負担金ですね、74ページの、これが若干下がってる、1億7,273万5,000円から1億6,432万2,000円と。これは、第3子減免などが影響しているのかどうか。

答（子育てG） 保育所保育料保護者負担金の減の理由ですが、委員がおっしゃられるように昨年の10月からの第3子保育料無料化の導入によって約820万円ほど減少しているというものです。

12款 使用料及び手数料

問（13） 土木使用料の関係で住宅使用料について昨年からも減っていると思うんですが、現在、何軒使用していて空き家は何軒あるのか。

答（市民生活G） 住宅使用料の各住宅の空き家ということですが、一般市営住宅については、入居の入れかえ等で数軒ありますが、ほとんど通年では空き家はないという状況です。それで、借上公共については12軒から13軒で推移しています。

問（13） 借上公共住宅については、今までも問題になってるんですが、空き家を減らしていくというか、そういう方策もとってみえてると思うんですが、

今年についてはどのような方法をとって減らしていく予定でみえるのかお示しください。

答(市民生活G) 過去最高で24戸という空き家があったという状況の中で、今現在それが半減している。また、もう少し、私どもも借上公共住宅のPRを重ねて、もう少し空き家の方が削減されていく方策は考えていますが、特に新しい方策を持ち合わせてはいません。

13款 国庫支出金

問(13) 生活保護費負担金のところで、老齢加算なんかが段階的に廃止されて19年度に8/10だったのが、今年度から3/4になったということなんですが、この残高についてはどういうふうにしていくのか。

答(地域福祉G) 質問の内容がちょっとわかりませんが。

問(13) 生活保護費の負担金が、老齢加算が段階的に廃止されるということで、見ましたら19年度が8/10だったのが、今年から3/4になって682万4,000円ですか、市の負担がふえるということなんですが、もともと国の方で責任を持つことになっているはずですので、こういうのはきちんと抗議していかなきゃいけないんじゃないかと思うんですが、どうでしょう。

答(地域福祉G) たしか、老齢加算については、もう18年の4月から段階的に廃止になっています。母子加算、老齢加算等廃止の方向で国の方は進めていると思うんですが、これは委員が言われるように当然のことながら国の責務によって果たすものです。国の判断によってこういった廃止に向けてやっておられるということで私どもにとっては特別な対策等は考えていませんので御理解いただきたいと思います。

14款 県支出金

問(13) 84ページですね、児童福祉費補助金のところで、子ども医療費補助金というのがありますが、これ、小学校、中学校は償還払いでお医者さんの窓口で3割払って、また市役所に領収書を持って行って返してもらうということなんですが、この方法で19年度でどれぐらいの申請があったのかどうか。

それから、愛知県第3子保育料無料化というのは大変いいことだと思うんですが、3歳以下という条件がついてたと思うんですが、その点で確かめたいと思います。それから、一般不妊治療費が50万円出ていますが、これは何件くらいの予定をしてみえるのか。それから、畜産振興対策事業補助金、これはどういうものなのか。

答（市民窓口G） 85ページの子ども医療費補助金ということで、今、御質問のあったのは償還払いの部分ということで、子育て支援医療費の実績ということでよろしいでしょうか。そちらは当然市単でやっていますので、補助金の方は関係ありませんので、そこだけ御理解をいただいた上で、19年度、今までの実績としては4,346万円ほどの支給実績となっています。

答（子育てG） 85ページの第3子保育料無料化の対象児のことですが、3歳未満児、いわゆる0歳、1歳、2歳が第3子以降ということですよ。

答（保健福祉G） 一般不妊治療費助成事業費補助金ですが、20件分予定しています。ちなみに今年度については現在11件申請いただいています。

答（地域産業G） 畜産振興対策事業費補助金の件ですが、これは、農事組合法人、曙養鶏団地が事業主体となり、曙養鶏団地内の鶏糞乾燥施設の屋根材張りかえ等の整備に対しての県の補助金で、市が補助事業者となるため市で補助金を受け入れていくものです。

15款 財産収入

問（13） 88ページですが、財産貸付収入の普通財産4,278万9,000円が出ていますが、これは、どういうものが貸されているのか。

答（財務経理G） 普通財産貸付収入の4,278万9,000円の中身というお話だと思いますが、基本的には普通財産ということで、貸し付けをしているもので福祉大学の高浜専門校とか高浜幹部交番、吉浜駐在所、県警宿舎等に貸し付けをしているものと更地の普通財産の土地を貸している収入の合計です。

16款 寄付金

質 疑 な し

1 7 款 繰入金

質 疑 な し

1 8 款 繰越金

質 疑 な し

1 9 款 諸収入

問（４） 説明書 9 7 ページの 1 0 節、雑入の一番下の公共施設等使用料収入というのがありますが、これは昨年度にはなかったと思いますが、この内容を説明願いたい。

答（人事 G） これは、総合サービス株式会社との業務委託契約において、昭和 6 1 年の厚生労働省の告示第 3 7 号の「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」に基づき、高浜市が総合サービス株式会社に貸与する施設等の双務契約としての使用料の総額を収入として受け入れるものです。

問（４） 総合サービスに貸与する施設ということですが、総額ですので、その施設の名前と使用料額をざっと教えていただきたい。

答（人事 G） 内訳ですが、小学校給食調理業務に係る使用料が 5 施設で 2 8 2 万円、中学校給食調理業務に係る使用料が 2 施設で 1 1 7 万 4, 0 0 0 円、保育園給食調理業務に係る使用料が 4 施設で 1 2 1 万 4, 0 0 0 円のほか、市役所の窓口業務等 1 7 業務に係る使用料が 5 7 万 9, 0 0 0 円となっています。

問（４） ありがとうございます。給食調理業務の使用料というんですかね、調理業務にかかわる使用料がほとんどだと思いますけども、使用料の算出方法というのはどのように算出されたんでしょうか。

答（人事 G） 給食調理業務につきましては、使用頻度が一番高い吉浜公民館

の料理実習室を類似施設として選定しています。その吉浜公民館の料理実習室の使用料を基礎にしていまして、その施設の使用料が77.6平米で1時間当たり200円であることから、1平米1時間当たり2.6円になりますけども、これを各給食調理室の面積に掛けまして、さらに1日当たり使用時間数、1年当たりの使用日数、こういったものを乗じて積算しています。

問（13） 95ページ、児童クラブの収入ですが、児童クラブ利用保護者負担収入、1,388万7,000円出てますが、子育て支援の面で多子減免とか母子家庭の免除がどのようになっているか、その点でお示してください。

答（子育てG） 児童クラブの利用保護者負担収入の件ですが、多子軽減と母子については、軽減は特にございません。

問（13） そうでしたら、どのような軽減がされているのか、それから、実際に利用している方がいるのかどうか、その点でお示してください。

答（子育てG） 軽減の利用者につきましては、生活保護被保護者が無料ということになっています。確か今年度の実績で1人みえたかと記憶しています。

問（13） 生活保護者がみえるということですが、母子家庭で双子さんを預けてるとか、兄弟で預けてるとか、かなり厳しいと思うんですよね。そういう方たちの減免制度が検討されてるのかどうか、その点でお示してください。

答（子育てG） 兄弟の軽減の件ですが、保育園の方もそうなんですが、基本的には所得に応じて保育料というのは算定しています。児童クラブに預けてみえる方というのはほとんどがフルタイム、それに近い就労をしてみえるということで、収入の方もかなりあるという中からの負担ですので、特に軽減については今のところ考えていませんのでよろしくお願いします。

問（13） フルタイムで働いているからといって収入がかなりあるんじゃないかというふうに見えてるようですが、フルタイムで働いているからといって決してそんな収入に余裕があるというばっかじゃないと思うんですね、そういう点できちんと見てほしいということと、ぜひ軽減策をとっていただきたいと思います。それから、97ページに市町村振興協会、新宝くじ交付金というのが700万出てるんですが、これはどのようなところに使われる予定なのかお示してください。

答（財務経理G） 市町村振興協会の新宝くじ交付金ということでございますが、これはオータムジャンボ宝くじの交付金でございます。私どものその交付金の充当事業というのはペットボトルの中間処理業務委託事業へ充当させていただいておりますのでよろしく申し上げます。

問（14） 97ページの雑入ですが、先ほど4番議員が発言しました公共施設等の使用料収入、このことでお聞きしたいと思いますが、この文言の中には、等という言葉が入っていますけども、先ほど言ったその、主などということでは総合サービスということなのか、その他に細々あるんでしたら、それだけなのか細々あるのかどうか、それを一つお示しいただきたいと思います。それから、先ほどの答弁で聞き逃した部分もありますので、私あの、双務契約の中身について、一度どういうふうな根拠に基づいて積算したんだと、項目や細かな単価を含めてですね、議会に提示していただきたいと要望しますけども、その考え方についてお答えいただきたい、が一つです。それから、積算の内訳ですね、それからもう一つはその3段上にあります後期高齢者医療云々のその収入、1,300万円余、これも積算の内訳はどうなっているのかと、どういうふうな内容なのかというのを一度答弁いただきたいと思います。

答（人事G） まず公共施設等の使用料収入の件で、1点目の総合サービス以外は、という御質問ですが、今回の場合は総合サービスのみでございます。それから、積算の根拠の提示をというお話ですが、積算の根拠に付きましては先ほど申し上げました給食調理業務につきましては、吉浜公民館の調理実習室を類似施設ととらえまして積算いたしております。先ほどはお答え申し上げませんでした。市役所の窓口業務につきましては、パソコンを設置しております施設として中央公民館の情報研修室、こちらの方を類似施設として同様に平米当たり単価に年間使用時間数、日数を乗じて算出しております。

答（市民窓口G） 後期高齢者医療広域連合受託事業収入の内訳ということでございます。これは後期高齢者医療の75歳以上の高齢者の方の健診業務を市が受託して行うというものでございまして、見込み受診者、これをですね、3,700人の対象者の45.34%を受診率といたしまして、それに連合からの委託単価でございます7,950円を乗じて出た数字といたしまして1,33

2万円ということでございます。

答（後藤副市長） 公共施設の使用料収入のところ、資料提供という御要望をいただきました。これにつきましては、先ほど御説明させていただきましたが、改めて資料として御提供したいと思っておりますので、これまでも井端委員からはいろいろこの件について御指摘をいただきましたが、私どもの方がしっかりした根拠を持って行っているということをお示しするためにも資料を提供したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

問（14） 確認ですけど、施設等の中には、等という中には双務契約として無償もあるし有償もあるということ、有償を選択したと、私、賢明だと思えますけどもね、それでその、等の中には公共施設以外ですね、例えば机、パソコン等にまつわる、要するに業務を行っていく上で、その遂行完遂に伴う様々な資機材は、この、等という中に含まれているという理解でいいのかどうかですね、まあそれは、資料出てくることによって理解できるか知れませんが、改めてこの場で確認をさせていただきたいと思っております。それから後期高齢者の問題ですが、健診業務に対する収入だということ、この健診に伴う、その費用ですね、これはどういうふうになる、私は言わんとするところは、後ほどの会計で出て来ますけども、要するに健診料というのは無料にすべきだというスタンスでおるわけですね、したがってそのことも含めて一度答弁いただければありがたいと思っております。

答（人事G） 公共施設等の等に、業務遂行に伴う資機材含まれるかということですが、これは含まれています。

答（市民窓口G） 健診の自己負担につきましては、基本的には無料ということでございますのでよろしくお願ひします。

20款 市債

質 疑 な し

休憩 午前11時04分

再開 午前 11 時 15 分

歳出

1 款 議会費

質 疑 な し

2 款 総務費

問（3） 119 ページの 19 目、防災対策費の防災活動事業、委託料のところの民間木造住宅耐震診断委託料、それから、補助金のところの木造住宅耐震改修費補助金と木造住宅耐震改修補強計画費補助金、これですが、昨年度と比べそれぞれ増額になっていますが、その理由についてお聞きします。

答（生活安全 G） 当初予算書 119 ページの防災費の関係でございます。まず、耐震診断委託料についてですが、民間木造住宅の耐震化事業につきましては耐震診断を受けた結果、耐震性が低いという判定をされた住宅が多いにもかかわらず、改修工事になかなか進まないということが課題となっておりました。その理由を考えてみますと、建物所有者が改修の費用がわからないということで、なかなか具体的に検討ができなかったということが考えられます。そこで新年度からは、この耐震診断の際に概算の改修工事費を積算して所有者の方に提示することによって、改修に一步踏み出していただけるのではないかとということをお考えまして、概算工事の積算業務を追加するものでございまして、このことによりまして診断委託料が 1 件あたり 3 万円から新年度 4 万 5,000 円ということで引き上げることに伴いまして、100 件分、150 万円が増額となるものです。次に改修費の補助金ですが、これ、議会の一般質問でもございましたが、近年の地震災害で高齢者の犠牲者が多いということで、特に経済的に対応が困難な低所得の高齢者世帯の改修が喫緊の課題だというふうに考えまして、平成 20 年度からこの低所得の高齢者世帯等に対する補助額を拡大するものです。予算の方につきましては改修工事費といたしまして、低所得の高齢者世帯分として 150 万円を 10 件分、それから一般の世帯分として 75 万円

の5件分で、合計1,875万円で、825万円の増額となっています。それから補強計画費につきましては、低所得の高齢者分として15万円の10件分、それから一般世帯分としまして10万円の5件分、合計200万円ということで60万円の増額となっています。

問(13) 102ページ、103ページですね、市民活動支援費の中で地域づくり推進事業費補助金でいいと思うんですが、375万円出てますが、これ、地域づくりをしていくのに、どのようなものをしたいと思ってやってみえたのか、やっていこうとしているのか、その点をお願いします。それから、町内会の集会所等建設費補助金が出てます。1,051万4,000円ですが、これ、今、町内会の集会所というのは、どこ、これ、建てられる予定なのか、どこがないのか、どこがあるのか、その点でお示してください。市民広域活動人材育成講座委託料、これ、どういう方を呼ばれる予定にしてみえるのかお示してください。協働事業ハード整備費交付金が2,000万円出てますが、これはどのようなものなのかお示してください。

答(地域政策G) まず、地域づくり推進事業費補助金ですが、これは目的としましては、地域づくりの推進を図るため、地区住民によるコミュニティー組織、或いは市民団体が自主的に行う個性豊かなまちづくり事業に要する経費の補助となっております、大きな事業枠といたしましては生活環境対策とか健康づくり推進事業、生涯学習推進、地域福祉増進などでございまして、今年度の実績でいきますと、13事業が対象となっております。それから、町内会の集会所に関する、どこが対象となっているかということにつきましては、これは沢渡町さんです。どこが集会所があるのかという御質問ですが、これについては、町内会さんが所有してみえる集会所というのが5カ所でございます。それから、人材育成講座、どういう人を呼ぶかということですが、これについては三つ講座を考えておりまして、入門講座、これはNPOの入門講座ということと、基礎的な講座ですね、それから、起業講座、コミュニティービジネスとかを興すためにはどうしたらいいかというような講座と、それから今年度、新たに、会計処理講座ということで、NPO団体ですとか、NPO法人の会計に携わる方たちを中心とした講座も新たに計画しています。それぞれ専門の方を

講師にお招きする予定です。それから、ハード整備事業につきましては、パートナーズ基金事業の新たな事業といたしまして、市民との協働によるまちづくりの推進を図るとか、あるいは新しい公共空間の形成といった目的のために、地域づくりのために主体的に行っていただくハードの新設ですね、これは市民公益活動団体等なんです、そういう活動に対しましてハード整備事業に対して1件500万円までを限度として支援していくものです。ですので、これにつきましては私たちの地域に何々が欲しいとか、地域の何々が古くなったから改修したいといった単なる目的ではなくて、この整備を行うことによってですね、ソフト事業がますます活発になっていくという、そういうところがポイントとなっている制度です。

問（13） 地域づくり推進事業費補助金、13事業あるということですが、これまでにどのようなものがやってきているのか、それから、これからまた継続してやっていくのか、やっていくのにはどういうものがあるのか、これ確か去年出たと思うんですが、これについてお示してください。それから、町内会の集会所建設費補助金については沢渡町につくるということで、町内会としては5カ所持っている、沢渡町のどこのあたりに建設予定なのか、それから、協働事業のハード整備費交付金については、1件500万円ということですが、これについては4件ぐらい予定しているというのは、4件について、今、予定があるのかどうか、その点をお示してください。

答（地域政策G） まず、沢渡町さんがつくられる場所ですが、住所としましては沢渡町一丁目5番地17ということでお聞きしています。それから、どんなものがあるかということにつきましては、地域づくり推進事業費補助の方なんです、これについてどんなものが行われているかということにつきましては、神明町・豊田町町内会のところで、生活環境対策事業とか、それから、小池町町内会さんが世代間交流事業とか、高取地区の子供会さんの方で世代間交流事業など、さまざまな事業が行われているということでございます。それから、ハード整備4件というふうにお聞きしたんですが、このハード整備事業につきましてはこれから募集をかけまして、いろいろな提案をしていただいて、そして、第三者の方による審査をしていくというようなことで考えております

ので、具体的にどんな事業が決まっているか、そういうことはまだございません。

問（13） 町内会の集会所の件ですが、これは町内会の方たちに、こういうものができるという話が行ってるのかどうか、そのあたりお示してください。

答（地域政策G） すみません、私の言い方がわかりにくくて。これはですね、実は町内会さんの方からつくりたいよというお申し出がありまして、それにつきまして高浜市の集会所の建設費補助金交付要綱というものがございまして、これについて集会所は1／2で補助ができるよということが書いてございますので、それに則して補助するものです。

問（13） 107ページですが、職員の衛生管理事業の中で、健康診断委託料というのが出ていますが、去年は職員の中でも何人かが亡くなられたり、以前職員だった方が亡くなられたりは今年ですか、ということで、事故が多いとか、若い方が亡くなってみえるんですが、健康診断については何人中、何人受けているのか、メンタルヘルスはどのようにしているのか、基本健診か、ドックでやっているのか、そのあたりもお示してください。それから、109ページの財政管理費の中で、財政管理事業の中で、委託料で新公会計制度システム開発委託料というのがあるのですが、この読み方も合ってるかどうか、新公というのはわかりませんが、当初及び出資金の方で地方公営企業等金融機構出資金というのがありますが、このあたり、どういうものかお示してください。

答（人事G） 最初に職員の健康診断の関係です。今回の予算につきましては、50歳以上を対象といたします総合健診でございまして、118人、それから人間ドック、これは40歳から49歳までが対象になってますけども、こちらが67人、それから40歳未満の方の定期健康診断、こちらが323人、それから、特別健康診断といまして、病院の職員だとか、保母さんだとか、こういった方たちを対象にする特別健康診断が285人、それから、病院等を対象にいたします肝炎の関係ですが、87人ということで、全職員が対象になっています。

答（財務経理G） 財政管理費の御質問ですが、まず、新公会計制度、これは、新公会計でよろしいかと思えます。それで、総括質疑のときに岡本議員の御質

問に若干お答えしましたが、簡単に御説明させていただきますと、現行、私どもが予算を執行しているのは、現金の収入、支出のみで経理を行っています。いわゆる財政健全化法等ですね、それから、国の方の行革審の方で新公会計制度をというもののお示しを受けて、今後は、企業が行われています発生主義、これはいわゆる原因と結果の両方、両面から2面的に記録する方法ですが、今、一般会計でやっています現金の収入支出プラスいわゆる発生主義を取り入れていく、いわゆるそれを補完をするようなシステムですが、そういうのを総称して新たな公会計制度、新公会計制度ということでとらえているものですのでよろしくをお願いします。それと、地方公営企業等金融機構の出資金のことですが、これは議員もご案内のとおりですが、実は地方公営企業法のいわゆる従来の公営企業、金融公庫というのがあったと思いますが、法律が改正されまして、今年の10月から公営企業金融公庫が廃止になりまして、新たに地方公営企業等金融機構が設立されます。これは法律上、いわゆる都道府県市町村が出資をすることになっていきますので、その分の出資割合は、いわゆる標準財政規模割とか、現在の公庫の貸付残高の割合で出資をいたすもので、私どもが出資をいたすのが250万円ということですので御理解いただきたいと思います。

問(5) またちょっと戻るようですが、103ページの協働事業ハード整備事業について、交付金ですけども、今、答弁の中にソフトを生かしてこのハードをということで更なるまちづくりにということをお願いしていることだと思っておりますけども、行政として、部局としてですね、どういう期待を持ってこの考えに、どういうふうな活用をしてほしいのか、何か考えがあるのか、そこら辺のお答えをいただければと思います。

答(地域政策G) この制度のねらいとか目的といたしましては、先ほども少し申し上げましたが、市民との協働によるまちづくりの推進を図る、そして新しい公共空間を形成といった市民の方たちが主体的に企画から身近かなまちの整備ということでアイデアも出していただき、計画もつくっていただき、そして合意形成もしていただいた上で整備していただくというものです。この助成によりまして地域への愛着ですとか、地域のまちづくりに参画する意欲が高まる、そして地域の活動や交流が活発となって今後の地域の課題解決に、より緊

がっていくということを期待して行うものです。

問（５） ありがとうございます。当然ソフトがあってハードがあって、また更なるソフトが生まれてくるというのは当然そこら辺を我々も期待したいなと思っていますのでよろしくお願ひしたいと思います。それでですね、先ほども出ましたけど、審査委員の構成ということで、ちょっと資料をいただいたのが有識者の方が４名、市民の方が３名ということですが、この選定方法というのがわかればお願ひしたいと思います。

答（地域政策G） 市民の方については市民公募をしていくという考え方でおります。有識者については、今後具体的にどの方ということを検討してまいりたいと思っています。

問（５） おおむね８月下旬を、この採点をするということになりますと、当然その８月下旬以後、９月過ぎにこれが実施ができるということによろしいですかね。それとですね、当然、今のまちづくりですとか町内会、各種団体にですね、広報、お知らせするという活動はですね、どのような方法でやられるのか教えていただきたいと思っています。

答（地域政策G） 実は、応募の受付期間というのを７月中ということで考えておりますが、これにつきましては４月からですね、この制度のPR等をしてまいりまして、新しい制度ですので、こういうふうにしたら応募できるよとか、いろいろなことの制度の説明もしてまいりたいと思っています。町内会行政連絡会、まちづくり協議会等の理事会、あるいは会合の場に出て説明もしたいと思っています。

問（１４） １０５ページの７目、職員管理費でお聞きしたいと思っています。定員適正化事業でお聞きしたいと思いますが、臨時職員の賃金が、前年比、伸びておりますけども、その内容について一つはお聞きしておきたいと思っています。それから、１１３ページの１４目、広域行政費の中の一番下段に書いてあります伊勢湾口道路建設促進期成同盟負担金の基本的な考え方ですね、お聞きしておきたいと思っています。それから１１５ページの１５目の電算管理費の中の中段からやや下段にありますけど、プライベートネットワーク等使用料、これは内容的によく承知していないんで、どういう内容での趣旨ということになってい

るのか、使われ方ですね、お聞きしておきたいと思います。

答（人事G） 最初に105ページの臨時職員の賃金の増ということでございます。通常ですと人事の方で職員の退職だとか、産休だとか、そういったものに対する欠員補充ということで、枠取りの当初予算では2名分、臨職さんの手当てを計上いたしておりましたけれども、今回の増ですが、実は、退職者等を見込みまして採用計画を策定いたしまして、その採用計画によりまして新年度の職員採用をすすめていくわけですが、今年度、一般職の職員の採用におきまして、採用とさせていただいたのにもかかわらず辞退ということが3人ほどおみえになりまして、そういったことから急遽こちらの方で臨職の予算を対応させていただいたということです。

答（地域政策G） 伊勢湾口道路建設促進期成同盟会の負担金についての考え方ということですが、これにつきましては近い将来、実現する可能性は高いとは言えないものですが、調査、研究といった観点からも継続していきたいと考えています。

答（情報管理G） 115ページのプライベートネットワーク等使用料ですが、聞きなれないということですが、これは高浜市役所と各施設、図書館であるとか、今ですと市立病院とか、それから幼稚園、保育園、ここと結んでおるネットサービスです。ですからこれにより財務会計であるとか、それから、ONIネットとか、そういうものがありますけれども、それで情報を共有できるということで利用させていただいているということです。

問（14） 105ページの臨職の話ですけども、当初、採用計画をしてそのとおりになったかどうかわかりませんが、3名の方を採用を決定したと、任用しようと思ったということなんですね、ところがそれが事前にわかってですね、辞退をされて臨職で対応するという内容のようですけども、一つは辞退に及んだ理由というのをお聞きしているのかどうかというのが一つですね。それから、この3名分の人件費という、正規職員の3名分が臨職3名分に置き換わったと、人数的なことですね、いう理解でいいのかどうかですね、それが一つ。それから、この点で私ども問題にしていますのは、このいわゆる臨時雇用、臨時採用の問題で、その契約を反復するというね、言ってみりゃその脱法的な

行為というのが、まあ、あちこちで見受けられて問題になっておると、まあ、基本的にはあくまでも臨時ということなんで、それを反復して臨時でまた対応するというのが法の精神からいっても問題だと、取り扱い上も問題だということで、その常態化するような勤務については、やはり正規の職員を充ててもって充てるというのがね、原則、基本に座るべきなんで、そういう状況を考えますと当市の場合にはこの反復してですね、雇用すると、まあ、脱法的に1日か二日契約を停止してね、再契約するというような行為を繰り返すというのは実態的にはどうなのかというところをですね、一度お聞きしておきたいと思います。それからもう一つは、先ほども話出しましたけども、低賃金での雇用が企業の側にはやっぱり収益として跳ね返ってくる分が大変大きいんで、そういう労働契約というふうには及びがちですけどもね、当市の場合は最低賃金法という法律があって、そのからみで時間給がですね、それはきちっとクリアをしているのかどうか、現在どういうふうな単価でこれらが見積もられているのかですね、お聞きしておきたいと思います。

答（人事G） 最初に一般職3名の辞退ということの理由ですが、他の自治体等に採用が決まったというような理由が主なものです。それから臨職の人的な配置人数ですが、今回の予算におきましては、6人分の6カ月分です。それから、半年の雇用契約を反復してというお話ですが、保育士の部分では若干あるかというように思っています。それから最賃法の関係ですが、これは当然最賃法はクリアしておるわけですし、賃金の算出にあたりましては、初任給の額を年間の勤務日数、勤務時間で割り返しまして時間当たり単価を決めていますし、それから、月額者につきましても同じように初任給を基礎に算出していますので、最賃法をクリアしてないということは全くございません。

問（14） 113ページの伊勢湾岸の考え方ですけども、調査、研究のために引き続き負担していきたいというのが当局の見解として伺ったわけですけども、この問題では道路特定財源とのからみの中でね、今、大変問題になっている施策の一つになっているわけですね。歳入の中でもご案内のように、2款のあたりでですね、これが1億4,000万円ですか、当市に道路特定財源の一部が地方に入ってきますよというところで予算措置がされて、8款2項1目で

すか、そこに充当されていくという本会計の編成になっておりますけども、そこでね、私たちは当市にかかわって生活道路の整備を始めですね、住民の目線から見て道路の整備が必要だという分についてはね、これは当然のこととして賛成できる部分ありますけども、しかしながら道路特定財源という大枠の中ではね、やはりそれは比率的には大変少ない使い勝手になっているんで、大半と言ってもいいくらいその使用の中心というのは高規格幹線道路であったりね、あるいはその地域の高規格道路であったり、で、今、問題になっているのはガソリン税の財源をね、税率を廃止するだとか、というようなことになって地方の税収が少なくなるんじゃないかという懸念も一方でありますけども、やり方によってはね、これはそうならない、ガソリン税の定率減税をなくしてもですね、その中心に座っている中期道路整備計画ですね、これを見直したり廃止すれば、その分、行って来いの関係で、地方に財源を不足する部分というのではないわけですので、そんな方式を私たちは今、国会開かれておりますので提案もしながら、実施のために奮闘させていただいておりますけども、そういう中で問題になっているのは、いわゆるその10年間かけて59兆円を使っていくというね、その中の一つとしてね、この伊勢湾口道路等の六つの高規格幹線道路、地域高規格道路ですか、まあ、海峡をですね、横断できるような道路をつくっていく、その一つに伊勢湾口道路というの也被含されているわけですね、で、採算の見通しも立たないという中で、それに対する無駄遣いを見直す声がやはり国民の多数に今なってる中で引き続きこれを支出をしていくというのはね、やはり改めるべきは改めていくというスタンスに立つべきじゃないのかと、またその、この負担金を構成するような市町の中で、やはり声をですね、この際、見直しをしちゃどうだという発議もですね、積極的にやっていく性格じゃないかというふうに思いますけども、基本的な考え方を市長に求めたいと思います。

答（地域政策G） 今、見直す声が上がっているというようなお話もございましたが、ですので、より整備する道路とかですね、整備する内容を精査していく必要があるのかなあということで考えております。先ほど、調査、研究ということで申しましたが、この伊勢湾口道路の例えば建設促進大会においてですね、講演会等も開催されておまして、そして研究会におきましては地域が望

む広域連携とか交流軸、いろいろなテーマで研究会、講演会がなされておりますので、そういうものに参加していくためにも、また同盟会負担金、来年度も継続してまいりたいと考えております。

問（14） これあの、伊勢湾岸のね、道路整備計画を見ますと、総事業費はね、2兆円を越すんですね、この悪名高いその、東京のアクアライン、これをも上回るような総事業費をあてて進めようというんですね、で、現況のアクアラインどうかというと、やっぱり採算割れもしている中で、無駄遣いという批判も出ている中でね、それとそれ以上に大変問題のある伊勢湾岸を整備していくというのは、これはどの角度から見てみても、その財界、一部の人ですね、流通をもっと良くしてですね、品物を例えば港からとか、あるいは空港からね、その乗り入れたり、あるいはその、出て来たりというところでね、流通関係に携わっているような業界については大変大きな魅力にもなってね、促進というのが、それは非常に熱心になっているだろうと思いますけども、しかしながらそれ以外の大半の人はね、やはり国費の使い方についての是非というのは大きく分かれているわけですので、その視点というのは、地方自治体ですのでね、道路特定財源全てが私たち悪いとは言いませんけども、おおもとの使い方はそのところに充てられているんで、それについてやっぱり見直すべき、そういう視点をですね、住民の立場に立って働きかけるべきだと思うんです。市長、どうですか。

答（市長） 今、委員おっしゃられましたけども、基本的に道路特定財源の問題について、今回新たに10カ年の59兆円というこの問題の中で、いろいろな問題が惹起されました。これは例えば世論調査を含めて、この道路特定財源を含めたいろんな考え方、こういうものがある面ではあぶり出されたというふうに思います。そういう中で私ども、とりわけ、例えば私どもの例で申し上げますと、衣浦大橋のあの渋滞解消とか、あるいはそれから、過去につくってきた社会的インフラ、こういうものの改修、あるいは橋梁の改修等を含めたいろんな問題がこれから恐らくたくさん出てくると思います。そういう中で道路財源の問題をどうしていくかということの中で、例えば前の前の総理大臣は一般財源化ということを国会の中で言われたとか、いろんなそういう経緯がありま

すので、私は今回このような問題があぶり出されたといういろんなことが分かってきたことの中で一度十分精査をする必要があるというふうに、これはある面では世論の動向ということも当然考えなければいけないことだと思いますけれども、しかし、そのような視点も持つておらなければいけないというふうなことを、とりわけ今の、今回の論争の中で感じましたので、その辺のことは今一度もう1回精査させていただきますのでよろしくお願いします。

問（14） 119ページの19款、防災対策費、19節の負担金の関係になりますかね、ここの中でお聞きしておきたいのは、木造住宅の耐震改修費補助金の点ですけれども、過般の一般質問の折にも私、この点、取り上げましたけれども、今回はこの補助対象となる工事の中身が現在二通りあるんですね、0.7未満の要するに前提となる耐震診断の結果、0.7未満については1以上の改修工事、結果としてね、1以上になる、これが一つ対象になるよというのが一つと、もう一つは耐震診断の結果0.7、評点がですね、いずれも総合評点ですけれども、0.7以上1未満の結果については0.3を加えた数値になるというのがそれぞれ条件となって補助対象になるということなんですけれども、その際にですね、0.7未満の建物については1以上だよということでそれはすっきりしてますけれども、もう一つの0.7以上1未満とするところの改修については、これは0.3を掛けてもですね、1以上にはならない評点があるんですね、結果として。そうじゃないですか。

答（生活安全G） 今、井端委員の言われた意味合いがちょっとよく理解できない部分があるんですが、この対象につきましては、判定の結果診断値が0.7未満であったものについては1.0以上とすると、それから0.7以上1.0未満のものについてはその判定値を0.3上積みというんですかね、改善した結果数値的に大きくなるようにするということでして、例えば0.8のものであれば1.1にまで持っていくということになるわけです。

問（14） それでね、その点なんだけど、0.7だったらどうするんだと、この二つあって、私、もう一方の方を言っているんだけど、0.7から1.0のその間のね、総合評点に結果が出たと、で、その部類については例えば0.7、1でもいいですけれども、その間に入るわけですね、そうしますと結果とし

て0.3を加えても1.0以上にはならないわけですね、そういう解釈ではないですか。私の解釈がおかしいのかな。二つあるわけでしょ、一つは0.7以下だったら1以上にしなさいと、ね。で、もう一つは0.7から1のその間に当てはまった評点だったら0.3を加えなさいと、で、0.7、1でもいいですけど0.7でもいいですけども、それを加えても1以上にはならないということになるわけでしょ、結果としては。そういう理解じゃないんですか、これは。

答（生活安全G） これは単純に0.3を足せばいいわけですし、0.7のものについては1.0、0.7のものについては1.01というのが最低の求められる数値ということになります。

問（14） そうしますと、0.7未満のものについては、これは1以上にする必要はないんじゃないのかなという理解が成り立つんだ私はね。そうじゃないんですか。

答（生活安全G） この制度はですね、平成18年度にちょっと制度改正をしておりますけれども、そもそもが0.7未満のものを大きな地震が来てもですね、まず倒壊をしないであろうというところの数値1.0をまず満足するような形で改修をしていただくという内容が出発点でした。その精神は今も引き継いでおりまして、まず1.0以上にするんだということがベースにあるわけです。で、その後0.7から1.0未満のもの、まあ、倒壊の可能性があるというものについても補助の対象にすべきだということになったわけですけども、こちらについてはですね、後から補助の対象として加えたということもございまして、その時の判断値に0.3を上積みしたものを補助の対象とするよということで県の制度の方が改正されまして、それに合わせて高浜市の方も制度改正を行っておりますのでよろしくお願いします。

問（14） 一定程度の理解だけしておきたいと思いますが、なおちょっとまた理解を深めたいと思います。それからもう一つの視点ですけどもね、一般質問の折に取り上げたのは、この木造住宅の改修にとどまらずに、要は命を失うことのないような手立てというのがね、今日的には防災対策として減災という意味でね、求められているということを取り上げましたけども、その範疇で考

えますと耐震をもったですね、ボックスですね、あるいは耐震フレームを備えたベッドだとかいうのもね、建物改修と併せてね、やはり有効な減災の一助になるわけですので、それも補助対象に私はすべきだというふうに思うんですけどね、この点での考え方だけお聞きしておきたいと思います。

答（生活安全G） 確かにですね、建物の一部にですね、耐震シェルター的な形のものをつくったり、耐震シェルター化したり、それからですね、ベッドを耐震ベッドとするというようなことはですね、ございまして、事実こういった形を補助としてですね、取り入れている県もございまして。私どもにつきましてはですね、県の補助制度に準じてやっておりますので、現在のところこういったものを補助対象とするということはないわけですが、会議等ではですね、県の考え方を聞いている中ではですね、今後こうしたものも前向きに考えていきたいというようなお話も聞いておりますので、私どももそうした形でですね、県の方と歩調を合わせて考えていきたいと思っています。

問（14） 非常に有効ですのでね、建物の強化にとどまらずに幅広く、あらゆる可能性を追求してですね、減災に繋げる施策を講じていただきたいと。最悪、県がやらなかった場合ですね、市単でもってでもやるような決意を持ってですね、取り組んでいただきたいと要望しておきたいと思います。それから、125ページの関係です。1目の戸籍住民基本台帳、先ほどのサービス会社との絡みの話になりますけども、心配されるところは、今まで総務省の考え方、今一つは厚労省の考え方をもって直接当市の場合は窓口業務等に当たってみえたと思うんですね。過般の議会等ずっと何回かこの問題を取り上げてますけども、整理をすると、その総務省の見解についてはクリアをしているというように受け取られますけども、片や厚労省の問題については、私は今、高浜市の窓口業務を視察なんかに他の自治体の方がですね、おいでになって、それをそれぞれの地域に持って帰ってやろうとする、実際やっとなら、ところがその地域の所轄する労基署等からですね、待たがかかって業務の改善命令が下されるというのがあちこちに事例としてあるわけですね。それを見ると当市の窓口業務というのはやはりさまざま問題がある現状だというふうに一つは認識をすべきだというふうに思うんですね。それが今、内部で検討されて、どの角度か

ら見ていただいても法的には違法のないような契約、あるいはその窓口業務にしたいということで作業が進められているということを伺ってますけども、それはね、例えば業務請負の問題だとか、あるいは労働者派遣法との問題なんかでね、充実はしていく部分というのはあるかも知れませんが、厳密にいきますとその方の項目とやはり触れる部分というのがね、避けられんだろうというのが私の考え方なんです。そのあたりをどういうふうに整合性のあることにしていくかというのが至難の業というふうには思いますけども、現状その進んでおる、取り組んでおる内容についてね、現段階でいいですので、発表できるものがあればお示しいただきたいというのが一つです。それから、労働者派遣法との関係では、これも臨職の問題に関連しますけれども、原則1年の雇用関係で、それ以上雇用をしますと、その、正規としてね雇い入れるというのが行政側として、この点はサービス会社からの派遣ですので、行政はサービス会社に対して直接雇用の申し入れをするという、そういう立場に立たされるというふうに私は承知してますけども、それらの問題クリアですね、どういうふうにしていくのか、現状どうしているのか、この点一つ聞いておきたいと思えます。

答（人事G） ただ今の窓口業務委託の関係ですが、厚労省の関係がクリアしてないというお話でございますが、私どもはクリアしていると思っておりますが、これは多分指揮命令関係のことだろうなと理解はいたしておりますけども、先ほど歳入の方で井端議員にもお答えいたしました双務契約というところで、まずこれ1点、見直しをさせていただいております、もう1点がこの指揮命令関係におきまして、請負業者の労務管理上の独立性ですね、この独立性というものを明確にするため、公権力の行使を含む業務の場合は契約書におきまして公権力の行使にあたる部分は委託に含まないことを今回明確にさせていただきます。それに合わせまして現場ではこの場合窓口業務のお話ですが、受付済みだとか、確認待ちだとか、交付可だとか、こういった看板を設置して指揮命令関係を明確にしていきたい、こんなふうに考えています。それから、契約書の仕様書中に昭和61年労働省告示第37号の派遣と請負の区分基準に関する自主点検、これを遵守する旨の規定とあわせまして市職員と総合サービス

の社員に請負業務に関する定期的な研修を義務付ける規定、こういったものを盛り込む予定であります。それから、派遣が1年経ったら派遣先の雇用をというお話ですが、これ確か3年だと思っておりますけれども、現在3年まだ経っていないものですから、これはまだ具体的には検討いたしておりません。

問（14） 業務請負のことでね、法の規定するところは、これは公権力に該当するものはだめですよというのは一つ座ってるんですね、基本に。その点で見ますと市長の名前で例えば住民票を交付する、あるいは戸籍を交付するというのは、長の名前で発行するわけですね、だからその発行する行為そのものが、これはやはり業務請負に触れるということになるわけですね。だからそういう業務については私たちは携わらしてはだめだよということを言ってるんで、この点はね、いくらシビアに物事を整理してみても限界のあるところだというふうに私は思うんですね、だから基本的にスッキリした形で、豊田市なんかは最近ですけども、取り扱いを改善して、係る、要するに派遣会社には窓口業務というのは委託しませんということで正規の職員で対応しますと、まあ、それ、スッキリした形で法に触れない最善の方法だと私は思うんですね。そういう内容に当市も改善すべきじゃないのかなということを思うんですね。そのことをですね、改めて要請をしておきたいというふうに、考え方が変わらなけりゃ結構です。時間もあれなんで。

答（後藤副市長） 先ほど人事グループリーダーの方からもるる御説明申し上げましたが、私どもこれまでも内閣府の通知、あるいは総務省、あるいは愛知労働局、いろんな機関と私どもは現実に今行っている状況の中で改善すべき点、あるいは見直すべき点、そういったものをいろいろと検証しながら基本的には今行っていること自体については基本的には問題ないだろうと、ただ、いくつかの取り扱い上のところで改善するのが適当だろうというようなことの御指摘をいただく中で今回いろいろと内部で議論しながら、このたび改善すべきところは改善していくという姿勢を示させていただき、これまでに皆様方から御心配いただいた点を解消していきたいと、このように考えておりますのでよろしく願いいたします。

問（4） 13目の企画費のですね、113ページですけども、総合計画策定

業務委託料というのがあるんですが、一般質問もさせていただいたんですけども、策定の手法ですとかスケジュールというのは伺ったんですけど、この業務委託の内容を教えていただけないですか。

答（地域政策G） 業務委託の内容ということですが、20年度におきましては、基礎調査、市民意識調査、そして地域計画策定チームの会議運営支援、課題の分析等となっています。

問（4） そういう調査部分というのは当然委託の方が効率がいいと思いますけども、手法がですね、やはりちょっと特殊な手法というんですか、総合計画策定するに当たって高浜らしさというか新しい取り組みでやっていかれるというふうに一般質問でも伺いましたので、ぜひそれに生きるような形の調査をしっかりとですね、委託先に伝えてやっていただきたいなと思いますのでよろしくをお願いします。

問（13） 114ページですが、電算管理費の委託料でソフトウェアの開発修正委託料が4,419万5,000円出てますが、これあの、かなり今年は増額されてますが、なぜこんなに増額になったのか、そこをお示してください。それから、愛知電子自治体推進協議会の負担金が680万8,000円出てますが、これあの、業者の入札に負担がかかっているのではないかと思うんですが、その点をお願いします。

答（情報管理G） 115ページの、まず、ソフトウェア開発修正委託料、なぜふえたかと、実際には3,004万5,000円の増となっておりますが、これには大きく二つございまして、まずは御案内のようにコンビニ収納導入に伴うシステム修正、これが2,887万5,000円見込んでおると、それからもう一つが住民投票の管理システムのバーコード、期日前投票対応に伴うシステム修正というものがございまして。こういったところでふえておることです。それから、愛知電子自治体推進協議会負担金ですが、実は大きく前、費用を占めておったのはですね、愛知県の場合には防災無線を利用しての活用での行政ネットワークということでしたが、安定性、それから空き容量がないということから有線での構築というのが実は19年度でやったということで、その差分ですね、ですから296万8,000円が減ったということで、契約

残とかそういうものではございません。

答（契約検査G） ただ今、電子入札によってですね、業者の方の負担が増えたんではないかという御質問ですが、これはかえって逆でして、今回、電子調達に関しましては、このシステムの中で電子入札、それと入札参加資格申請システム、あと、入札情報管理システム等のそういった3つのシステムで構成されています。特に入札参加申請システムにおきましてはですね、従来それぞれの自治体に業者さんの方の担当者が出向いて申請の方を行っておったものですね、それが自社の会社におきまして一つのパソコン上でそれぞれ申請する自治体を選定することによりまして、1カ所で何カ所かの申請ができるということにして、かなり大きなメリットがございます。それと電子入札に当たってはですね、いわゆるその国等で疑われております談合等の防止も含む観点からですね、これは大きなメリットがあると考えてございます。

問（13） 119ページですが、地域内分権推進事業の中で南部ふれあいプラザの管理委託料が出てますが、これあの、夕方5時過ぎるとまた会場を費用を払うというふうでしたか、なってると思うんですが、そういうのが全部入ってるのかどうか、その点と、交付金の地域内分権推進事業交付金の内容と、まちづくり協議会設立準備事業交付金、これあの、1カ所かと思うんですが、その点でお示してください。

答（地域政策G） 委託料、5時以降もすべてかということですが、南部ふれあいプラザ全てにかかる委託料です。それから、地域内分権推進事業の交付金の中身ですが、高浜南部まちづくり協議会が719万円、吉浜まちづくり協議会が1,016万8,000円、翼まちづくり協議会が834万5,000円、仮称高取まちづくり協議会ですが173万4,000円となっております。まちづくり協議会設立準備委員会の方につきましては、高取が8月を予定しているということで、高取と高浜の分です。

休憩 午後 0時14分

再開 午後 1時30分

3款 民生費

問（9） チャレンジサポートの関係で、予算書の136ページ、140ページになると思うんですが、まず、136ページの3款1項4目の介護給付・訓練等給付費並びに140ページのジョブコーチの試行事業補助金について両方とも昨年度の当初予算に比べて大きく減額となっています。そのあたりの理由をお願いします。

答（地域福祉G） 減額の理由ということですが、まず、介護給付・訓練等給付費につきましては、19年4月に開所となったチャレンジサポート「たかはま」による生活介護事業、就労移行支援事業の減額に伴うものです。それから、ジョブコーチですが、このジョブコーチについては19年度当初において月額を定額として、12カ月分ということで予算計上させていただきました。それで、20年度については、実績を踏まえた形で、ジョブコーチが支援に関わる日数に着目し、予算計上させていただきました。

問（9） 今、介護給付については、生活介護事業と就労移行支援事業の減額ということですが、就労移行の支援事業の方は割と定員よりもたくさんの方が入られてやってみえるということですが、生活支援の方は若干定員割れをしているというような状況だと思いますね。これから利用者をどのように確保していくつもりですか。

答（地域福祉G） 利用者確保の方策はということですが、施設側においても当事者団体への説明会だとか近隣市へのPR、またホームページにも載せて広く施設の紹介を行っています。市としても障害者相談支援員による訪問などを通じ、チャレンジサポートも含めた、各種サービス利用の促進について努めています。こうした生活介護、就労移行支援というものを需要をつなげていくためにも、相談支援体制の強化を重視し、平成20年度においては、精神障害者に対する支援に重点を置き、精神保健福祉士を配置する予定であります。

問（9） 精神保健福祉士を配置されるということで、精神障害の方に対してPRをされるという話ですが、一般のほかの特に生活支援については、ほかの知的障害や身体障害の方も生活支援に含まれると思うんですが、そちらの方は相談支援員の訪問ということが言われましたが、その辺は今までも支援員によ

って訪問されてますよね。その辺でそれを広めることができなかつた部分というのは何か理由があつたんですかね。

答(地域福祉G) 今まででも支援員を配置しまして訪問に努めていましたが、非常に精神障害者を含めた障害者の方が窓口にいらしていただくというのが、なかなか少なかったものですから、去年から訪問に重点を置いて進めてきた中で、精神障害に関する訪問というのが大変難しく、それで今回重点を置いて配置してやっっていこうということです。

問(9) すみません。ちょっと取り違えていました。特に精神の方は窓口に来にくいから福祉士を配置して拡大をしていこうということですね。わかりました。ジョブコーチ事業のことですが、これ、僕もある会合に出させていただいて、いろんな面で就労につながるような活動をちゃんとしておつていただけてます。それはちょっと伺っているんですが、事業所へ今までだと通所している、チャレンジサポートは通所している方を中心にという形で進めてきたと思うんですが、もう少し、これを広く活用、これも伺っているところだと拡大をしてきているというふうに聞いているんですが、広く高浜の障害の子たちにそういう機会を与えていただくようなことを進めていただきたいと思います、その辺はどうですか。

答(地域福祉G) 委員おっしゃるとおりジョブコーチについては、就労につなげていくための手段として大変効果的なものと思っています。現に、チャレンジサポートでは、4人の方が就労につながっています。この就労を実現するためにも、ある程度訓練を受けていただく必要があるかなと思っています。また、ある程度一般就労が見込める対象者については、ジョブコーチ制度を利用していただきたい。ですので、事業所に入っていないただかなくても一般の方でもこの制度を利用していただければと思っています。就労につながる可能性のある方には、制度を利用していただけるように今後も努めていくつもりでいます。もしそういった方々がみえましたら議員各位にもPRに努めていただき、よろしく願い申し上げます。

問(9) ほかのチャレサポじゃない方の就労も面倒見ていただいていることは承知していますので、ぜひそうやって、せつかく高浜市単独の事業なんで有

効に活用していただけるようにしていただきたいなと思います。同じく137ページ、新規事業の7ページにもありますが、障害者支援カルテシステム開発についてですが、実は、私ども市政クラブは長年にわたって障害を持ったお子さんたちを幼少期からずっと学校行っている間。それから青年期にわたって、ずっと一貫して見守っていく形が必要じゃないかなということはずっと提案してきました。実際にシステムとしてそういう形ができるということなんですが、とりわけ、学校の教育関係との連携が図られると聞いていますが、その辺の方法について、連携について御説明いただけますか。

答（地域福祉G）障害者支援カルテについての御質問ですが、このシステムは、高齢者で定評のあります健康カルテの障害者版ということで、障害者手帳の情報やサービスの利用状況、これを基に、相談記録や各種検診結果、また、今、学校で取り組まれている特別支援ファイル、個別カルテ、個別の指導計画、事実の記録などの総称ですが、こちらに基づき構築するもので、保健・教育・福祉との連携のもと、生涯にわたる切れ間のない支援を行うものです。また、教育委員会との連携については、特別支援連携協議会の企画部会においてさらに御議論いただき、平成21年4月の稼働を目指しています。

問（9） いろんなところとシステムをつなげると情報の共有化は図られるんですが、一方では、情報の漏えいとか、そういったセキュリティーの問題が出てくると思うんですよね。その辺への配慮ということと、もう一つ、情報を集めて、その後どう活用していくかというのは、そのシステムが立ち上がると同時にそういう検討もしていくべきだと思うんですが、その辺については、今年度中には動きがあるのか、ないのか。

答（地域福祉G） 今、言われました個人情報の関係ですが、個人情報保護条例6条では、情報の収集、7条では利用及び提供ということで、そういったものがあります。こういったものを基本に考えて進めてまいります。あと、集めた情報をどのように使っていくかということですが、障害福祉サービスにつなげていく、こちらのことに重点を置いて進めていきたいと思っています。

問（9） 最後ですが、同じく137ページの主要新規8ページの障害者自立支援給付事業の中の重症心身障害児の事業ですが、これ県の補助事業という説

明もあったんですが、市が単独で当面やるよという中身を御説明いただきたい。

答（地域福祉G） 委員が言われますように、この補助事業は県がコロニーの再編計画に基づき、重症心身障害児・者の地域移行を進めるための取り組みです。本市としても、地域生活をする重症心身障害児・者とその家族の福祉の向上を図る上でも県の補助対象とはならなくても、こうした地域移行は必要であると考えのもとで市単独により予算計上しました。

問（9） そうすると、ならない可能性もあるけど、今年計上して来年から削るということにはならないので、継続をしていくというお考えですかね。それから、実際には対象になる方は何名ぐらいおみえになって、こういった施設に通われているのか教えてください。

答（地域福祉G） 先ほど言いましたように必要であるということで、県の対象にならなくても継続していく考えです。また、県の方には、この2月、再度、要望の確認がありまして、当市はやっていくということをお県にも伝えてありますし、今後も引き続き補助対象にしていただきますように務めていきます。それから、対象児ですが、現在27名ほどみえます。その27名の中で施設に入られている方は6名みえます。残りの21名の方が在宅です。現在、この短期入所ですが、利用されてる方は5名おみえになります。

問（9） 6名が入所されていて、あと5名の方が短期ということは10数名の方はそういった利用がまだされていないということなんですね。実際にこの制度をつくるということは、そういうニーズがあったというか、これはぜひ補助していかなければいけないという、そういう意向調査みたいなものはあったんですね。先ほどちょっと話がありましたが。

答（地域福祉G） この制度というのは、実は重症の障害児・者については、医療を伴う方で、県内の施設では5施設、この医療を伴う入所、短期入所の施設がありますが、その施設が遠かったり、または、満床で使いたいときに使えないという方のために地域の療護施設で医療を必要としない方でもこういった施設を使っただけのようにということで、利用される方への配慮も含めた形でこういった制度ができたということです。

問（13） 133ページですが、地域福祉推進費の社会福祉推進事業、人に

やさしいまちづくり及び障害者施策審議会委員報酬、13名出てますが、これはどういう方が予定されているのか。それから、135ページですが、いきいき広場の管理維持事業の中で清掃委託料824万1,000円計上されていますが、若干減ってますが、これは日福大の方が募集をやめたというのは聞いてますが、その関係があるのかどうか。いきいき広場事業委託料8,172万9,000円が出てますが、これも同じ関係で同じようなことがあるのか。それから、今後どうされるのか。そのあたり。それから、137ページ、地域福祉活動支援費の中で地域福祉活動支援事業、高浜市社会福祉協議会活動事業費補助金4,055万円が計上されてますが、どういう事業が金額が大きいのか、そのあたりをお示してください。それから、141ページ、通所サービス利用促進事業補助金が150万円出てますが、これは内容をお示してください。そのあと障害者社会参加推進費の中で職場適応援助者のところでジョブコーチの件が出ましたが、月額が日数にというお話ですが、トータルで何名ぐらいの方が試行的にやってみえるのかどうか。それから、その下ですが高齢者等生活支援事業の配食サービス事業委託料、事業者さんがいくつぐらいあって利用が多いのはどういうのか、まずそこまでお願いします。

答（地域福祉G） まず、133ページですが、審議会の委員さん13名の内訳ということです。これは障害者計画、今回20年度策定する、そのための委員さんで、これも当事者団体も含めたいろいろな方々で構成されるということです。それから、135ページの清掃委託料ですが、これは、いきいき広場の清掃委託ということで、直接、日福大の関係ではありません。それから、同じく、いきいき広場の事業委託の件ですが、これも直接、日本福祉大学の専門校とは関係ありません。それから、137ページの社会福祉協議会への活動の補助金ですが、これは、ほとんど地域福祉の推進に係る5名の人件費ということです。それから、141ページですが、障害者施設整備費補助事業です。こちらの150万円については、国の制度としてあります日中活動事業者が送迎サービスを行った場合に補助するというもので、県の制度として平均3人以上、週3回以上で送迎を行った場合、150万円を補助するよというものです。それと、いきいき広場の今後については先の12月議会でお話をさせていただき

ました。今後については、3月末をめどにそのあり方について考えていくということで変わっていません。

答（地域福祉G） もう1点、141ページのジョブコーチの試行事業、トータル何名くらいかということですが、予定として最終的には7名の方のジョブコーチにつくということです。

答（保健福祉G） 配食サービスの事業者ですが、現在8店舗の方に御協力いただいています。弁当の方なんですけど、毎日、おかずの種類が変わる日替わり弁当というのが好評です。

問（13） 人にやさしいまちづくりの関係では、当事者団体を含むということで、ぜひそういう実際に苦勞されている方たちの意見を入れていかなければと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。いきいき広場の関係では、これは直接、日福大の関係ではないということですが、清掃委託が若干減っているんですが、これはどういう理由によるものかということと、事業委託料については、ずっと同じところと契約してみえるんですが、そういう点で金額もかなり大きいですし、問題があるんじゃないかという気がしますが、それと、配食サービスの事業委託で624万5,000円で、8店舗と今契約してみえるということですが、年間、年間というか1カ月平均してどのくらいの方が利用してみえるのか。

答（地域福祉G） いきいき広場の清掃委託の関係ですが、若干減になったということですが、これは長期継続の契約に基づく減です。それから、いきいき広場の事業委託の件ですが、これについては、再三これも御説明させていただいていますが、高浜市が福祉を進めていく中で、いきいき広場開設当初より日本福祉大学との連携、官学連携という形でとらせていただいています。この事業委託についても5年前から比較しますと400万円ほど減額して、毎年、毎年、減額しながら自助努力も含めた形で大学の方がやっています。そういった中で、今後も当市が福祉を進めていく中で本当に重要なパートナーだということを思っていますので、何とぞ御理解の方お願いしたいと思います。

答（保健福祉G） 配食サービスについてですが、現在、配食サービスと見守り配食サービスという二つのサービスを提供させていただいていますが、配食

サービスについては、約70名程度、見守り配食サービスの方が30名ということで、100名の方が年間約2万8,000食程度御利用いただいています。

問（13） 次に移ります。143ページの高齢者社会参加推進費ですが、老人憩の家運営委託料というのが52万4,000円出ていますが、老人憩の家もかなり古くなってというか床なんか沈むようになってるところもあると聞いてるんですが、それはどういうふうにされる予定なのか。それから、147ページ、子ども医療事業の中で、子育て支援医療費ですね、子ども医療事業が1億4,427万7,000円出てますが、県の施策拡充に伴ってやられる関係だと思ってるんですが、この近くで言いますと刈谷も知立も安城も今年から中学校卒業まで無料になってますが、無料にする考えがないかどうか、検討してるんじゃないか、その点での説明をお願いしたいと思います。それから、149ページの後期高齢者医療事業の中で、特定健康診査委託料が出てますが、これは無料でやられると聞いてますが、老人健診と同じようなところでやられるのかどうか。それから、153ページ、人事管理事業の中で一般職が44名、臨時保育士の賃金が7,742万2,000円と出てますが、臨時保育士が多すぎるといいますか、先ほども出ましたがフルタイムで働いてみえる保育士さんたちがかなりみえるんですね。幼稚園も同じようなんですが、こういう点で内容を変えていかなきゃいけないんじゃないか、同じ労働をしてても臨時保育士さんたちはかなり安いわけですから、今なんかワーキングプアの問題もありますが、そんなようなことを市がつくっているような状況もあるわけですから、そういうのを改善していただきたいと思うんですが、そういう点でどうか。

答（保健福祉G） 老人憩の家の運営ということなんですが、施設の方も大変老朽化してしまっていて、各憩の家の方から修繕してもらえないかという話は聞いています。職員の方が現場の方を見させていただいて対応できるものについては早急に対応させていただいている状況です。20年度についても高浜老人ふれあいの家においてシロアリによる傷みが出ているようなので、委託調査をさせていただいて、駆除させていただく予定でいます。

答（市民窓口G） まず、子ども医療の関係ですが、これについては、12月議会の際に条例改正等お願いしてこういう形になっているということで、その

過程においても中学卒業まで完全無料化という意見をいただく中で、受益と負担という原則を踏まえて、小中学生の通院部分については一定の御負担をいただくということで御可決をいただいたというふうになっていますので、よろしくをお願いします。それと、後期高齢者健診事業の関係ですが、これについては基本的には高齢者の方が受診をされた場合には無料であるということで実施については高浜市医師会の方に委託をしていくというものです。

答（子育てG） 153ページの保育園管理運営事業の賃金の件ですが、まず、フルタイムが多いんではないかという御質問ですが、実際には今年度15人のフルタイムの方を予算計上しています。フルタイムの臨時職員の一定の考え方としては、退職者の補充はもちろんのこと、フルタイムの解消のために1割程度は正規職員にという採用計画に基づいて採用計画を立てています。それと、賃金が安いかどうかということですが、臨時職員の今の賃金というのは、正規職員の初任給賃金より同等、いや、それ以上の金額で算定してあります。

問（13） 老人憩の家の運営委託料ですが、今、2、3年前かな、市の方にも何回か出しているそうなんです、一向にやっただけないということ聞いてます。この点で。それから、民間保育所の運営委託料が2億8,682万円出てます。保育対策等促進事業運営委託料が236万7,000円、民間保育所運営費補助金が7,994万4,000円と、これは補助金ですが、これはどういうところのことと、人口増なのかメニューがふえたのか、そのあたりもお示してください。それから、157ページで家庭的保育推進事業、補助金が出てますが、今、現在、何人くらいの子供さんがみえるのか、それから入れなかった子はどれくらいいるのか、どれくらいの方で面倒見てみえるのかお示してください。それから、158ページ、子ども放課後・週末活動等指導員謝礼と出てますが、これもどれくらいの子どもが来てるのか、何人くらいの方が携わってみえるのか。それから、放課後児童健全育成事業、これは高取児童クラブは保育士さんがいないと聞いてるんですがどういうふうになっているのか。161ページの子育て家庭等アンケート集計委託料、子育て家族支援者養成講座委託料、カワラッキー着ぐるみ制作委託料と今年初めて出てますが、新しく何かやられるようですが、これについての説明とたかはま夢・未来塾の

事業についてですが、これまで学校でやってた発明・発見クラブというのがこちらに行くというのをちょっと聞いてるんですが、事実かどうか。

答（保健福祉G） 老人憩の家の床の沈みの件については、ちょっと大変申し訳なかったですが承知をしていませんでしたので、早速確認させていただきたいと思います。

答（子育てG） 予算書の155ページの関係ですが、まず、民間保育所運営委託料をどこにということですが、よしいけ保育園と南部保育園、それからこの6月にオープンします（仮称）ひかりこども園などに係る通常保育分の委託料です。それから、民間保育所補助金についても同様です。ただ、内容的には通常保育ではなく、それ以外、一時保育、1歳児保育、延長保育、そういった特別保育に補助している補助金です。それから、保育対策等促進事業運営委託料ということですが、これも民間保育所の休日保育に係る分の運営費の委託料ということですか。

答（こどもG） 157ページ、家庭的保育推進事業ですが、現在何人かということ、市内3カ所を実施していて、子供さんの定員は各5名です。それから、スタッフの方はどれぐらいかということ、現在、「となりのおばちゃん」が10名、「こっこママ」が11名、「あいあい」が12名のスタッフの方で、スタッフが常時2名配備されていまして5人のお子さんの面倒を見ていただいています。入れなかった子供はいるのかということですが、現在、そういう子はみえません。今のところ、来年度も少し定員に余裕があると聞いています。続きまして、161ページ、子育て家庭等アンケート集計委託料の件ですが、次世代の行動計画「たかはま子育て・子育て応援計画」の後期計画ということで22年度から26年度に向けた計画の見直し、策定に向けてということで事前にアンケートを20年度に実施することを予定していますので、その集計の委託料です。それから、子育て家庭支援者養成講座ということですが、先日総括のところでお質問いただいていると思いますが、参加者の方は、子育てに関心のある方とか、市内で子育ての活動ができる方を対象にして、子供の医療の専門家や乳幼児保育、幼児教育の研究者の方による講義と保育園、子育て支援センターなどの実務実習を予定しています。講座を週1回、約10回程度、1コマ90

分の30コマという少し高度な水準の実務実習も含めた講座を予定しています。それから、カワラッキーの着ぐるみ制作委託料ですが、子供の食育の認知を高めるために、子ども食育マスコットキャラクター、カワラッキーの着ぐるみを食育推進活動の啓発として、ぜひ子供や家族の方に、食育ガイドラインに対する興味とか食に関心を持っていただき、食育の推進を図るための着ぐるみを作成する委託料です。次に、夢・未来塾の関係ですが、発明発見クラブが入るのかということですが、今年度は、まだ発明発見クラブということで独自の活動をしていただいています。20年度からは、未来塾の方で、発明発見クラブという形で取り込んでいく予定をしています。

答（子育てG） 子ども放課後・週末活動等指導員謝礼33万1,000円ですが、子供がどれくらい参加しているかという御質問だったと思うんですが、まだ、19年度の実績が出ていないので大変申し訳ないですが、18年度のところでお答えさせていただきます。子ども放課後の方については、東海児童センターの方では、ゲートボールなどをやっています。また、中央児童センターでは、エアロビクス、吉浜もエアロビクス、翼児童センターでは、羽ばたけ翼ということで卓球だとかディスクドッチ等をやっています。人数的には80人から270人程度の参加者ということです。それから、もう一つですが、高取の児童クラブに保育士がいないがということですが、平成19年度から民間提案型業務改善制度の採択ということで、高取児童クラブの方はシルバー人材センターの方に全面委託をさせていただいたということで、保育士等の配置はしていません。

問（13） 放課後児童健全育成事業で正規の保育士さんがいないけども費用は取ってるということだと思んですが、その前にJAの高浜東支店でしたか、キッズクラブでしたかね、保育士さんが見えなかったんですが、それでシルバーの方が面倒見てみえたんですが、そういうことで費用を取らないというお話でした。いくら正規の方がみえないといっても児童クラブをシルバーの方だけでやられることで費用は同じように取ってるということには問題があると思うんですがどうなんでしょうか。

答（子育てG） シルバーだけで取るのはどうかという御質問ですが、正規職

員だから有料、臨時職員だから無料という考え方で徴収していません。あくまでも児童クラブを運営することに対しての料金ですので御理解いただきたい。それから、JAの関係ですが、あちらの方は児童クラブの位置付けではありません。

問（13） たしかに児童クラブではありませんが、要するに高取では同じような状態になっているわけですね。それなのに費用は払ってると。高取の児童クラブについては、内容的にも低下しているというか、まとまりがないというのか、そういう話が聞こえてきてるんですがどうなのでしょう。

答（子育てG） 高取児童クラブがまとまりがないという御質問ですが、私はそのようには理解していません。シルバーさんが児童クラブを請け負われてからかなりの経験、ノウハウを持ってみえます。そういったことを含めて民間提案型で採択されたというふうにも聞いています。

問（14） 137ページの障害者支援カルテシステム開発、先ほど話がありました。私どももこの種の取り組みというのは歓迎をしたいと思いますが、詰まるところ関係する方々の情報を把握するということですね。それから、二つ目には、その把握した情報をしっかりと管理をするということ、そして、その情報に基づいてさまざまな取り組みに活用していく、それが一体となってこの種のシステムを運用していく。私は非常に肝要なことだと思っていますが、それで、その際に三つの障害のある人ですね、身体を初め、それは先天的に障害を持つ人もいれば、後天的になる人、特に精神的な障害というのは特にストレス性からくる、労働環境からくる影響というのも大変多くなっていますが、そういう後天的なものも含めて把握の仕方というのは成人になってくれば、その把握というのは難しい部分があると思うんですね。幼い頃から医療機関や学校、教育施設等がかかわってきますと一定の部分の把握というのは福祉部局で可能になる部分というのは多いと思うんですが、教育機関との連携のもとです。しかしながら、後天的に出てくるような障害の把握の仕方ですね、これはどんなふうな形で、せつかくのカルテなんで、広く、正確にというところは初期の事業概要を見ても非常にそのあたりはしっかりとらえていく必要があるんじゃないかなと思いますので、把握の仕方を一つお聞きしておきたい。

それから、最終的にそれに基づいて活用していく部分では、自立した生活が基本に据わるということも方向的には私は理解して、そうすべきだと思っておりますが、それを受ける受け皿ですね。企業等の理解、学校等も含めて今日までやっていますが、さらにどう充実をしていくのかという手立て、もう一つは、高浜市が国の自立支援法との関係で応益割で一定部分関係する皆さんに御負担願っているという部分があるわけですね。それは、より自立した生活を送っていただくという点では、この応益割というのはすぐわない施策だと思いますので、それをどう解消していくのか、なくしていく方向での検討も含めてしていくべきだと思いますが、考え方をお聞きしておきたい。それから、153ページ、先ほどサービス会社の契約の話で出た折に、リーダーから答弁があった中で、保育士の現場で反復雇用を繰り返しているということが出されまして、その点での解消がね、内藤委員と関連しますが、1割程度は正規にしていくんですという計画を一つは持っているということはわかりましたが、しかしながら私は臨時という職種をどうとらえるかというのが根幹に据わるべきだと思うんですね。あくまでも臨時というのは不測の事態に対応するという、それに中心的な意味合いを持つわけですので、常時、臨時がずっと継続されるというのは、これは、今の道路特定財源でもみられるようにガソリン税の暫定税率といっても当初は5年くらいだったのですかね、時限付きで暫定だと。ところが、30年間もそれをひきずっているというふうな話がね、そこまでは当市の場合は臨職については当てはめては御幣がありますが、いずれにしても流れていく現状というのは反復雇用にみられるような、臨時雇用というのは、本質をゆがめた雇用形態になっていますので、これは、やはりきちんと計画性を持っていかに臨職の数を少なくしていくのかというのを今日真剣に考えて、その具体化を図っていくべきだと思いますが、そのあたりの考え方を聞いておきたいと思うんです。今までの状態だったら、この臨職というのは、ずっと反復雇用が継続されてなくなるような方向性というのは見えてきませんので、基本的なところをお伺いしたいと思います。

答（地域福祉G） 障害者支援カルテの把握についての御質問ですが、現在、このカルテは3障害を中心に構築していくことを考えていますので、現在、身

体、知的、精神が117名の方がおみえになり、合計で1,548名の方がおみえになりますが、こうした手帳所持者をまず基本として考えていく予定です。

答（地域福祉G） 障害者の就労の受け皿等ですが、この受け皿については委員おっしゃられるように受け入れ先がなかなかということですが、本市としては実は昨年3月に自立支援協議会というものも立ち上げて、それから就労支援会議というものも同時に立ち上げまして、その中で企業だとか商工会の皆様も含め、いろいろと御検討願って、受け皿についても御協力、御理解をさせていただきながら検討しているというところです。それから、自己負担の関係ですが、これについても国の方でも昨年の12月ですが、緊急措置ということで利用者負担の見直し、それから事業者の経営基盤の安定ということで緊急措置がとられているところです。

答（こども部） 臨時職員の関係ですが、先ほどグループリーダーが申し上げたとおり、1割の増が基本ベースで私どもは対応していきたい。完結するには単純に言って10年かかるのかなと思いつつも現在までも当初1割の増ということで対応を計画してきたんですが、残念ながら途中で退職があり、産休、育休、これは平均年齢が大変若い保育士と幼稚園教諭でして、その取得、当然のことながらそれらについてはパート対応になるという考え方でいますので、なかなか現実的な対応ができないんですが、1年に1割の新規増で10年計画の中で目標達成していきたいと、それに最善の努力をしていきたいと考えています。

問（14） 137ページの障害者カルテのことですが、現在、今年度ということなんでしょうかね、基本的な考えとしてもっているのは手帳を所持している人が対象だと。まあ、それはそれで理解しますが、手帳所持しない人、さまざまな事情によってね、とりわけ精神障害なんかはいわゆる世間体などを気にされてというところで手帳を申請に及ばない、そういう方も現実的にはいるわけですので、そういった人たちも含めてカルテ化というのは、そこに取り組んでいく、その方向性というのは持ち合わせているだろうと善意に推測してるんですが、そのあたりのことを含めて対応ということか把握の仕方、当然のこととして関係する人たちの御理解等も必要になってくるわけですので、そのあたり

をどういうふうなとらえ方をして取り組んでいこうとしているのかというところを一つ聞いておきたい。それから、もう一つは、企業等へのPRというんですか、理解や協力を得るための啓発、要請というのが今日までやっていますが、それをさらに強化をしていただきたいと要望しておきます。それから、153ページの保育士の臨時職員のことですが、一言で言えば10年かかりますよということなんで、それはそれで一つの計画として、計画として私は受け止めておきたいと思いますが、私は、間尺に合わないなと現実的にね。当然のこととして財政との折り合いがあることも承知しますが、私は、それは、できる限り早めると、1割というものの比率を高めることが10年かかるのを短縮できるということにもつながっていきますので、それはぜひ十分内部で検討されて、次年度以降の取り組みに反映していただきたいというふうに要請しておきたいと思います。

答（福祉部） 障害者カルテの関係ですが、井端委員おっしゃるように、そこまでやればいいんですが、とにかくまだ私ども、手帳の段階でまず始めてみまして、その後、井端委員がおっしゃられる体制に入っていけたらなと考えています。

4款 衛生費

問（13） 168ページですが、保健予防費ですかね、扶助費のところ妊婦・乳児健康診査費が2,975万2,000円出てますが、これは、妊婦検診の7回になったのだと思うんですが、これはどのようにお医者さんのところで診てもらうのか。手帳に7回分の何かついてて持って行くのか。それから、168ページの病院事業会計の繰出金ですが、緊急財政支援補助金が1億5,000万円出てますが、これはお医者さんが不足していて御苦労されていますが、そういう関係での費用かということと、環境保全推進費の環境学習推進事業の中で高浜エコハウス事業のところ、4月から始まるかと思うんですが、エコハウスの中で分別の勉強するというような、詳しい内容をお示してください。それから、173ページの補助金、高効率エネルギーシステム設置費補助金、800万円、これは何件くらいを見込んでいるのか。

答（病院部） 169ページの補助金1億5,000万円の関係については、病院事業への補助金ということで私の方から御説明します。この1億5,000万円については、平成18年度からの医師不足による収益の悪化から、平成20年度資金計画において平成19年度からの繰越金が2億8,000万円ほどということで、20年度の収益分から費用に対する支払いに資金不足が生じるということで、支払いが困難となりますことから地方公営企業法第17条の3、特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助することができるという規定がありますので、その規定を適用して、医師不足による診療の縮小により収益が大きく減少したことから、一般会計の方から緊急財政支援という形で1億5,000万円のお願いをしているものです。

答（保健福祉G） 妊婦・乳児健康診査費の関係ですが、高浜市の場合は、7回の受診券というものを母子健康手帳を交付の際にお渡ししています。その受診券を県内の医療機関にお持ちいただければ無料で検診等が受けられるという形です。ですから、当市においては償還払という形の手続きはとっていません。

答（市民生活G） 171ページのエコハウスの分別収集エリアでの分別収集の勉強ということですが、私ども高齢者を中心とする指導者の方、常駐で2名、プラス分別収集に関する有償ボランティアの方にも入っていただきまして、高浜市内に転入して間がない方、もしくは、分別収集の知識の向上を図りたい方、それと子供に対して正しい分別収集を教えたいという親御さん、もしくは学校、こういった方を対象として高浜市の方法の分別収集を教示していくというものです。それと、173ページの環境対策事業の高効率エネルギーシステムの設置補助の件数ですが、今回は160件を見込んでいるというものです。

問（13） 176ページの墓地費の関係で、工事請負費が340万4,000円出てますが、これは、どこの墓地をどのような修繕か、昨年も修繕費が出たと思うんですが、どのような修繕を計画しているのか。

答（市民生活G） これは、高浜東霊苑を予定しています。ここの霊苑については、土地の高低が高いところに位置しているために、雨水等を高いところから低いところに流して側溝に流すという構造になっています。過日、平成18

年に通路のコンクリート舗装に一部割れ目が生じ、その中に雨水が土壌浸食をして、墓石が一部傾きかけたというような事例が発生しましたので、その当方で20万円程度の緊急的な修繕を行ったわけですが、浸食が全体に及んでいるというような可能性もありますので、今回、通路全面の改修を行うものです。

問（5） 175ページのプラスチック製容器包装中間処理業務委託料のところで、2月から新しくこの業務が始まったと思いますが、現状の把握と、本当に町内の人たちは、月2回だけでは、家の中がゴミで埋まってしまうような苦情もいただいているところもあるんですが、今後の対策もあれば、お考えを伺いたいと思います。

答（市民生活G） 2月から試行的に開始しましたプラスチック製容器包装ですが、私ども中間処理を行う現場に出向きましてどういったものが出ているのかという調査もゴミ処理基本計画推進委員の皆様とともに確認してきております。おおむね私の感覚でいきますと95%は適合物であると思っています。残りの5%の中に服のハンガーだとか市のごみ袋にそのまま日常のごみに出せる状態のものが、その網かごの中に入っていたというような状況もありますが、おおむね順調に推移をしていると理解しています。それと、御質問の月2回の排出ではというような御質問ですが、地域へ出向きまして講座をやっていますと同じような御希望がありました。私ども、4月早々から第1から第4についても網かごを用意しまして、プラスチック製容器包装類は第5週を除いて毎週やっていくという方向で思っています。まず、3月15日号の広報時に地域別の回覧、それから4月1日の広報にも掲載をしていきたいと思っています。

問（5） ありがとうございます。本当に2,100万円の予算措置で月4回実施でこの措置で賄えるという考えかどうか。

答（市民生活G） 中間処理の委託料としては、ごみの全体のパイは変わりませんので、ここの部分では増額はないと考えていますが、収集運搬が若干できれば今年度予算を持っている中でやっていきたいという考えはありますが、なにしろ1車特別に走るということもありますので、原油高の折でもありますので、若干どこかで補正をお願いすることがあるやもしれませんのでよろしくお願ひします。

問（５） それでは、今の分別の方法がなかなか周知徹底されていないと思いますので、そこら辺の周知徹底も今後取り組んでいただければありがたいと思います。

問（１４） １７５ページ、今の話ですが、このプラスチックの関係で委託先というのはどうなっているのか。予定されてるところですね。それから、この委託先に係る業務を行うわけですが、その後の処理、プラスチックそのものの処理先というのはどのようになっているのかお聞きしておきたい。それから、１７７ページ、これも話出まして恐縮ですが、墓地の話ですが、以前から私個別に現場のなりが悪いということでひび割れ等の問題なんかも相談受けていまして、所管のところに話もさせていただいたいきさつがありますが、要は、そのときにも話しをしたかと思いますが、お墓そのものが、最初は業者さんが水準器をもって直角というんですかね、グラウンドに対して垂直に立つような段取りで工事を終えていると。ところが、月日がたってくるとだんだんおじぎをしたり、そったりということで傾くというのがあったものですから、それに対する心配ごととしてなんとかならないのかということで私、過般した記憶も持っていますが、そのことから、今回、全面的な改修に及ぶということで歓迎したいと思いますが、要は現況は傾いたままでおって、それをもとのようになりを直すというときに、補修のための費用が出てくるわけなんですね。そうしたときに、その補償を私はすべきじゃないのかなと思いますが、なぜかというところ、これは、東霊苑が今回対象ですが、維持管理しているのは行政なんですよ。しかも、そういう改修に及ばなければならないような原因をつくったのも行政なんだから、私は、それは、真っすぐ立っている部分もあるけども傾いてる部分もかなり横から見ると波打ってるわけですから、それを心配されて補修に及ぶ人については一定の補償を、この際ですので温かい配慮をすべきだと思いますが、考え方だけお聞きしておきたい。

答（市民生活） まず、プラスチック容器包装の中間処理の委託先ですが、これは、一般ごみ等収集運搬していただいております高浜衛生さんを予定しています。すでに作業所と必要な圧縮梱包する機械は設置していただいています。それと委託後の処理ですが、これ私ども今回初めて国の法人指定ルートであります(財

団法人) 日本容器包装リサイクル協会というところを通します。これについては、1年間高浜市から出るものを国の方が入札を行いまして、金銭的に有利なところだけではなく、その処理方法も勘案されながら出していくこととなります。つい先日、金曜日にですね、速報的に伺ったところ、富山の方のリサイクル会社が落としたということでした。それで、ちょっと富山ということで心配だったものですから確認をしましたところ、豊橋、蒲郡、豊田のところもその会社が落としているというような経緯でした。それと、最後の墓地の傾きの改修について補償費をとということですが、私どもできる限りのところで考えたところが全面改修ということですので、議員には御理解をいただきたいと思えます。

5 款 労働費

質 疑 な し

休憩 午後 2 時 4 7 分

再開 午後 3 時 0 0 分

6 款 農林水産業費

問 (5) 183 ページですね、農地水環境保全向上、今年度からすでに吉浜地区あるいは高取地区で開始されてると思えますけど、どんな活動をされているのかと、この135万1,000円、来年度に向けての活動内容を少し御説明願いたいと思えます。

答 (地域産業G) この農地水環境保全の関係ですが、吉浜地区におきましては、吉浜地域みどり環境保全会、高取地区では高取みどり会が今年の4月に立ち上がりました。二つの活動組織ともですね、今年度の活動につきましては農業施設の点検を行い、作業計画の策定、それから農業施設周辺の草刈り、水路の泥上げ、排水路及び農道の初期補修、それから、農道等のごみ拾い、道路及び水路沿いの花の植え付けなど行っておりまして、予定しておりました事業は

今年度順調に進みまして、ほぼ完了いたしております。平成20年度の活動ですが、吉浜地域みどり環境保全会、それから、高取みどり会とも、今年度とほぼ同じような活動を行っていかれるというふうにお聞きしています。

問（5） 先ほど、他の委員から鶏糞乾燥機の施設整備費補助金ということで質問がありましたので、私はお礼を言いたいと思います。こういった畜産環境の整備にですね、国、県、市挙げてですね、御支援いただいていることをですね、関係の団体における私としては本当にありがとうございます。今後とも地域産業によろしくお願ひしたいと思います。

問（13） 183ページの明治用水中井筋の改修工事の関係ですが、平成20年度はどういう工事をやられるのか、どのあたりまで進められるのか、その説明をお願いします。

答（地域産業G） 明治用水の改修工事の関係ですが、平成20年度につきましては、小中根4号橋のところと、それから、今年度工事が終わっております小中根橋のすぐ下流から中井筋橋の下流までの工事を行っていくということで県の方から聞いております。

7款 商工費

問（4） 予算書の189ページの一番下にあります産業経済活性化事業のところですが、これは去年の9月議会で可決された高浜市企業誘致等に関する条例及び施行規則に関する予算だと思いますけども、20年度においてですね、この審査会の開催に伴う報奨金を始めとする予算がこのように出ておるんですが、この執行見込みを把握するために、この条例の目的にある企業誘致の促進及び設備等の充実、市民の雇用機会の拡大に対する今現状の実績を少し伺わせていただきたいんですが。

答（政策推進G） 7款の商工費2目の商工業振興費の産業経済活性化事業につきましては、委員さんの認識の通り、昨年9月議会にて上程、可決された高浜市の企業誘致等に関する条例及び施行規則に関する予算です。御質問の条例の目的であります企業誘致の促進及び整備等の充実、市民の雇用機会の拡大に対する現状の実績といたしましては、工場の新設が2件、増設が1件、計3

件が奨励措置の対象事業者として決定して、設備及び雇用等につきましては、透水性の舗装等の促進、それと、雇用促進の奨励交付がそれぞれ各1件ずつ申請されております。なお、対象事業者として決定された事業者の業種といたしましては、ゴム製品の製造業、プラスチック製品の製造業、それと窯業土石製品の製造業を営む事業者であり、市外から2社、市内1社となっています。

問(4) 決定が3社ということで、現在まだ相談を受けている案件というか、今後の見通しも含めてですね、いかがな状態になっているかお聞かせいただきたいです。

答(政策推進G) 今後の見通しということで、これから事業規模拡大を予定され、相談等を受けている業種といたしましては、プレス製品加工業が1社、ロボット製品製造業が1社、メッキ製品製造業が1社、自動車関連製品製造業が5社、プラスチック製品製造業が1社、金属製品製造業が1社、工場等の新増設の促進奨励の申請が計10社で、窯業、土石製品製造業の2社、これは償却資産の増資の促進奨励申請ですけれども、計12社が、今後、事業規模の拡大を予定され、相談を受けている業種であります。今後とも、設備等の充実だとか、雇用機会の拡大等を考慮して事業者の方にお願ひしてまいりたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

問(4) 条例の可決からですね、現状、今日まで、そんなに時間のない中で、やはり決定、それから見通し含めてですね、これだけのものがあるということは、これからの安定税収、雇用拡大に対して非常に期待が持てるわけですので、更に充実した形で進めていただきたいと思います。

問(5) 189ページの空き店舗活用創業支援補助金ということで、これの少し概要とですね、実績があればお願いしたいと思います。

問(地域産業G) 空き店舗の関係ですが、これは賃借料とそれから空き店舗の改装費の補助という2本立てでございまして、賃借料につきましては1/2以内で月額5万円が上限としての補助でございます。それから店舗改装につきましては、改装費の1/5以内で40万円を限度といたしております。20年度につきましては、賃借料の関係で3件、それから改装の関係で3件を予定しております。平成19年度ですが、1件、賃借料と店舗の改装料の補助をい

たしております。それで、今年の1月から2月にもう1件出てくるというお話でございましたけども、まだ出て来ておりません。それから、この事業を活用していきたいというお話が商工会の方から2件ほどあるということで現在聞いております。

8款 土木費

問（10） 予算書及び予算説明書192ページ、2項、道路橋りょう費、1目、生活道路新設改良費が前年度と比べ1億6,308万5,000円減額となっているがどのような理由を教えてください。

答（都市整備G） 減額の理由ですが、生活道路新設改良費には、道水路維持管理事業と市道新設改良事業、橋りょう改築事業、市道計画事業がありますが、橋りょう改築事業におきまして、前年度は神明社、今年度になりますけども、神明社跨線橋の工事負担金、横浜橋、坂上橋落橋防止工事等を実施するために2億4,390万5,000円を予算計上していましたが、これらの事業が完了することから、平成20年度の予算では大きく減額となりました。

問（10） 市道新設改良事業の工事請負費については、前年度当初予算が6億6,110万円ほどに対し8,598万円増額となっていますが増額となった理由の説明をお願いします。

答（都市整備G） 市道新設改良事業の工事請負費は、市民からの要望や維持管理上どうしても道路改良や舗装修繕が必要な路線の工事や、道路新設改良工事を実施するものです。平成20年度予算は1億4,708万円を計上しており、11路線の工事を予定しています。その中には人形小路整備工事として7,503万円が入っておりますので人形小路整備工事を抜けば7,205万円となります。

問（10） 人形小路以外にはどのような工事を計画しているのか教えてください。

答（都市整備G） 先ほど、11路線、人形小路の整備工事を含めて11路線ということを行いましたけども、人形小路の整備工事以外の10路線の計画でございますけれども、舗装打替工事として、八幡町地内で市道宮裏線、豊田町

地内で市道上田線、田戸町地内で市道東海線の3路線を、側溝舗装改修工事として、論地町地内で市道奥荒井線、呉竹町地内で市道東山線、屋敷町地内で市道久名明線、田戸町地内で市道田戸5号線、稗田町地内で市道釜野線、沢渡町地内で市道沢渡線ほかの6路線、排水路改修工事として八幡町地内の排水路を計画しています。

問（4） 199ページですけれども、都市計画マスタープランの修正業務委託料というのがありますが、都市計画マスタープランに関しては一般質問でもちょっとお答えいただいたもんですからいいんですけれども、19年度も同じように委託料が計上されておったのですが、19年度と20年度、それぞれどのような委託内容に差があるのかをお聞かせください。

答（計画管理G） 19年度の委託につきましては、市内小学校区の5地区に分けた地区の人口がどの地区がどのようにふえているとか、あと、土地利用ですね、工業目的の土地利用がふえたのか、農業が減ったとか、そういった土地利用の増減について調査いたしております。20年度につきましては、こういった調査結果をもとにしまして、高浜市の今後のあるべき姿、土地利用等の策定、これはもちろん市民の方の意識調査を行いまして将来構想等を作成していきたいと考えています。

問（5） 197ページの高浜ベイサイド計画改定業務委託料ですが、この概要を少し説明していただけるとありがたいです。

答（政策推進G） ただいま、ベイサイド計画、昨年11月に契約させていただきました。現在、コンサルタントの方で基礎調査の方を行っています。これで、この3月13日に第1回の検討会を開催したいと思っています。一応、皆さん方のそこで、今までの平成8年度当時の概要を説明をさせていただきます。現在と平成8年当時の違い等を説明しながら第1回の検討会を行ってきたいと、それに中身の方は今後まだ、検討委員さんのどういった意見が出て来るのか、そこら辺を把握しながら今後まとめていきたいと考えています。

問（13） 193ページの委託料、人形小路の設計業務委託料の中で、主要新規事業にも出てるのですが、グレードアップするというようなことを聞いてますが、高浜港からかわら美術館へ行く道路のような、をするのか、歩道を別に、

歩道を分けようとする、かなり道路が狭いので、途中のところなんかは無理があるんじゃないかという気がいたしますし、そういう点ではどのような整備工事がされるのかお示してください。

答（都市整備G） 人形小路のグレードアップの内容ですが、内藤委員の言われるように、鬼みち、ああいって脱色アスファルト舗装と路肩の方に一部瓦が入っておりますけど、そういったものをイメージしています。歩道と車道の分離につきましては、やはり限られた幅員ですので分離ということはしません。今、駅前通りには歩道と車道、別れておるわけなんですけど、それも歩車道境界ブロックを撤去してですね、歩道も一部片側に寄せようかというような考えでおります。

問（13） そうしますと、今回は川角時計店さんの前のところ、以前ですね、前のところまでだと思っておりますが、先日何か人形小路のことで、先日って大分前ですけど、吉浜人形さんの方でお話があったそうなんですけど、この話が議会で通ってからその話があったということを知っているんですが、10人くらいの方が出て、話を聞いて、一人の方が、一人の方かなあ、何人かの方かわかりませんが、ちょっと意見を言ったら、何かはじき出されるような感じになっちゃったというようなことを言ってみえたんですが、こういうふうにやりたいということで皆さんの意見を聞くのであれば、きちんと皆さん集めて、こういうことをやりたいからどうでしょう、というふうに聞くのが本当だと思っておりますが、ちょっとそのあたりのことは聞いてみえませんか。

答（都市整備G） この計画自体がですね、この吉浜まちづくり協議会ですか、その準備委員会の時にこういう道路の整備をしていただきたいというような話がありまして、それを受けて在宅長寿の我がまちづくりというプランをつくっております。それに基づいて今回やっておるわけですし、そこで持ち上がってきたものが、まだ地元の方には実際示してありません。4月の後半にですね、そのまちづくり協議会の方の総会が開かれるということをお聞きしておりますので、その時にまた内容をですね、概要を説明させていただきたいと思っています。

問（13） 道路がきれいになるというか、歩きやすくなるというか、そうい

うことであれば、それはそれで結構なんですけど、人形屋さんの方で説明があったときに、そこに出られた方が本当ならもっとたくさんの方が出席して話を聞いて、いろんな意見が出るかもしれませんが、ってやるのが本当じゃないのかなあということを書いてみえたんですね、で、今後これが中の昔の銀座通りですね、一方通行のところの方までやられるということであれば、やっぱり地域の人たちの皆さんの意見もきちんと聞いてやらなきゃいけないし、まちづくりの方がいくら言ってみえても意見が違ってやはりいけませんし、そのあたりはどういうふうにしていかれる予定なんですか。

答（都市整備G） この計画自体がですね、今年度から始まって5カ年計画ですか、で、整備していく予定です。委員の言われるとおり、吉浜の銀座通り市道古新田蛇抜線、あちらの方も入っていく計画、整備していく計画ではございます。整備自体は道路を拡幅するだとか、側溝を直すだとか、そういうことはほとんどしません。側溝の蓋を変えてですね、景観を良くするということがありますけれども、ほとんど現道に近い状態、現道を整備するということですので、それを一応理解していただきたいと思うんですけども、あと、今後の説明につきましてはですね、先ほど4月下旬に協議会の方で開催される総会でですね、説明させていただきますけれども、また、その他に広報ですとか回覧板ですとか、そういったものを利用して、PRさせていただきますと思っています。

問（10） 199ページですが、緑の基本計画ですが、これはどういうものですか。

答（計画管理G） 緑の基本計画と申しますのは、この中には都市公園の整備とか、あと、道路の緑化とか、河川、稗田川の水辺、そういったところの緑化、それから、港湾や学校などの公共施設の緑化、それとか、あと、民有地における工場立地法やなんかにおける緑地の確保とか、そういった都市全般のことを、この緑の基本計画では計画していきます。ですから神社とか、それから極端なことを言うと生産緑地の緑とか、そういったものも含めて、高浜市にどのぐらいの緑を配置していくかということを来年度進めていきたいと思っています。

問（14） 197ページのベイサイド計画ですけども、先ほどのお話では、

平成8年度計画をベースにして見直すということですが、当然のこととしてこれ、白紙で委任をしているというふうじゃないと思うんですね、委託に出してるというふうじゃないと思いますけども、そのあたりですね、どういうふうな状況で委託に出そうとしているのかですね、聞きたいところは今回の計画で当市の新たな施策がですね、この中に盛り込まれていくと、施策的にですね、いう部分が具体的な形で提案をして委託をしていこうとするのかですね、そのあたりをちょっとお聞きしておきたいなということで、それから199ページの今、話が出ましたけども、緑の計画用途地域の変更、線引きと一連の委託が新たに計上されておりますけども、このスケジュール的なことですね、これは当然、先ほどの話では、パブリックコメントにもこれ、付するんですかね、あるいはその住民アンケートもとると、で、行政サイドとしては都計審なんかにもかけながら一定程度決定していきたくらうと推測しますけども、議会との関係でね、その種の計画がどういうふうに進められてくるのか、スケジュール等も踏まえてですね、お聞きしておきたいと思います。

答（政策推進G） ベイサイド計画の関係ですが、昨年、県の方から移譲されました緑地帯、それと、かわら美術館、なおかつ衣浦大橋を取り巻く立体化、それと、今、高浜緑地が県の方でやっていただいております。それと流作新田、それに絡めて人形小路、吉浜、そちらの方の動線等のつなぎだとか、そういったことを一応考慮に入れまして、業者の方には一応点と点を結んで線をつくるというのか、そういった関係を若干ちょっと押さえておいてほしいというふうには指示をしております。ただ、皆さん方のそういった利用者、関係の検討委員さんに、そこら辺集まっておきまして、自由な意見を言っていただくということで、とにかく現状を平成8年当時とどの程度違っておるのかというようなことを1回目の検討会で説明させていただくというふうには考えております。それによりまして、中身が変わってくるか、新しく施策というのか、そういったものが出るかどうか、そこら辺はちょっとうちの方からはそういった考え方でありますけれども、市からはこういったものをやりたいということは高浜緑地の上部利用、それに関しては一言皆さん方をお願いするつもりであります。

答（計画管理G） まず、都市計画マスタープランにつきましては、今、先ほど御説明いたしましたように、19年度で基礎調査の部分を行っております。それをもとに20年度の方は作業に入っていくわけですが、これは先の一般質問の方でもちょっとお答えしているように、市民の意識調査というものを20年度、行っていきたいと思っています。これは緑の基本計画につきましても同様に、そういった意識調査を行いまして、その結果をもとに、今後の目指すまちづくりと言いましょうか、そういった指針の方を作っていきたいということで考えております。ただ、都市計画審議会との絡みにつきましては、実は20年度の当初、5月か6月ぐらいに実は一度開きたいということで、実は今年度の都市計画審議会の方も2回開く予定でおりまして、まずそこで都市計画審議会委員の中にも市民、一般公募の方もおみえでございますので、そういった方たちに、まずは今後の進め方等について、協議会という形になるかと思うんですが、そこで今後の進め方についてはちょっとお話をしていきたいということを考えております。その後、夏ぐらいからそういった市民の意識調査のアンケートの方を行っていきまして、今、考えておる中では、総合計画の計画とほぼ同じようなスケジュールで進んでいきたいということで考えておりまして、平成22年の11月で、マスタープランの方は策定ということで考えております。また、用途地域と線引きにつきましては、平成20年度内に市町村の見直し案までを策定いたしまして、21年度に県との協議とか、そういった調整、それから、都市計画の手続きとか公聴会、案の縦覧、そういった手続きがありますので、そういったものを踏みまして22年度、都市計画決定を取っていききたいということで考えておりますが、当然それには市の都市計画審議会、県の都市計画審議会の方もございますので、そういったことで進めていきたいとは思っております。ただ、議会との関係につきましては、ある程度案がまとまった段階において、他の計画もございますので、一緒にどのような形でお示ししていったらいいかということは検討していきたいとは思っています。

答（杉浦副市長） 今、ベイサイド計画、それから、緑のマスタープランのお話をさせていただきましたけど、まずあの、基本的にですね、ベイサイド計画というのは平成8年に策定していますが、これが港湾計画の改訂に生かされて

いるのは事実です。よってこれも今後、総合計画の中に位置づけする内容であり、また今後、港湾管理者であります愛知県の港湾計画の改訂にもつながっていくのではないかなと思っています。それから、緑のマスタープランにしても、都市計画マスタープラン、そしてまた地域福祉計画、総合計画と全てその中に同じような位置づけと申しますか、関連づけられた位置づけがされるという、そういう中身でございます。これはやはり今後の10年、20年先の高浜市のまちづくりを位置づける大きな計画になるかと思っておりますので、そのあたりの整合性をとりながら市民の皆さまのいろんな御意向も踏まえながら、計画づくりをしていくという考え方でございますので、御理解を賜りたいと思います。

問（14） 先ほど言ったような委託事業の成果については、これは様々決定をしてから議会にということでは、なかなか修正は大変な作業にもなってしまうので、一定程度成案がまとまったレベルあたりでですね、なるべく早い段階で議会に一定のものを提示していただきたいと、まず要望しておきたいと思います。それから、ベイサイドにしても緑の基本計画ですか、これは次年度に跨いで、成果としては当該年度で実を結ぶということではないということでの理解でいいんですか。引きずるんですか、次年度以降。それをちょっと確認をしたいということ、それからベイサイドのことですけれども、海岸の部分ですね、あそこの整備というのが主体だというふうに私、ベイサイド計画見ながら考えておりましたけれども、今回の話では、そのベイサイド計画、要するに旧海岸線のね、緑地の整備と関連をして、人形小路まで導線で結ぶんだということが今回初めて出されて、まあ、そうなるかと大変な、市でですね、県の事業とは別個の形で、市の単独でですね、その事業を見ていかななくてはならないような部類というのでも発生してくる大きな事業なんだなというふうに、改めて聞いて、現在理解しているんですけども、これは新たなことで、今後どうなっていくか分かりませんが、行政としてのスタンスはそんなことも含めてということを考えているということは、再度ちょっと確認をしておきたいと思います。それからもう一つは、197ページの今のベイサイド計画との関連になるかどうか分かりませんが、港湾管理費、港湾管理事業の中で特別旅費が計上されているんですけども、7万4,000円と、金額は大したことありませ

んけれども、これはどういう事情に基づいてこの旅費が計上されているんですか、そのいきさつも含めて回答いただきたいと思います。

答（計画管理G） まず、都市計画マスタープランにつきましては、20年度で終わるということではなく、20年度より多分市民の意識調査をいただきまして、その後まとめていくような形になりますので、これは20年度ではなくて、先ほど言いましたように、22年の11月ですか、というふうに考えています。それと、緑の基本計画につきましては、意識調査の結果にもよりますが、できれば早い段階、年度内にまとめればいかというふうには思っておりますが、これもやはり意識調査ということで、その辺のスケジュールによっては、場合によっては翌年度に繰り越すということもあると思っております。

答（政策推進G） 先ほど申し上げましたように、海の道的なものを吉浜駅付近まで何とか計画上進めるといえるのか、考えていきたいとは思っています。海岸べたをいかに市民の顔といえるのか、市民によりどころを与える、要するにまあ、海を見つめ直していただくということを考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。それと特別旅費7万4,000円の件ですが、衣浦港の格上げをお願ひしているのが、今の状況でございます。それで特別旅費を組まさせていただきますということでございます。

問（14） 衣浦港の格上げという話ですけども、これはどなたが何回に渡ってということではどうなんですか。中身的なことをもう少し詳しく説明いただきたいと思ひますが。

答（政策推進G） 東京の方へ2回ほど、上京をさせていただきますということで上げさせていただきます。

答（都市政策部） 私とは決まっております。その時の勤務状況等によって決めております。一昨年は私、行かせていただいたんですけども、昨年は副市長の方が東京の方に用事がございましたので、それに合わせて行かせていただいております。これは先ほどグループリーダーが言いましたように、今の衣浦港につきましては、失礼な言い方でございますけども、重要港湾のある港の中でも下の格付けになっております。利用促進港湾というような格好になっております。それをもっと格を上げていただいて、港湾の整備をしっかりと

だく港湾に位置づけさせていただくために、この衣浦港全体の市町村がそういう期成同盟会を作りまして、東京の方へ要望させていただいているものでございますのでよろしくお願い申し上げます。

9 款 消防費

問（13） 消防費の関係ですが、消防団員家賃補助金259万2,000円が上がってますが、これはどれくらいの方が、実績がどれくらいあるのか、それから、広域消防事業の方で衣浦東部広域連合分担金が4億5,581万8,000円出てますが、もっと広域にするという話が県から出てますが、今のところは衣浦東部は広域にしたばかりだからということのようですが、大きくすることが大事じゃなくて、中の人がかちんと充足してるかどうかの方が大事だと思うんですが、現在の充足率が何%くらいかお示してください。

答（生活安全G） まず、予算書207ページの消防団員家賃補助金ですが、予算書の方では団員8人の補助を予算計上させていただいております。過去の実績ということですが、19年度が4名の団員が利用しておりまして、18年度が5名の団員に家賃助成をしています。それから、広域連合分担金の関係で、充足率ということでしたが、今、手元に資料がありませんので充足率の数字につきましては資料を持ち合わせておりません。

10 款 教育費

問（9） 予算説明書213ページですが、サポートティーチャーの賃金が昨年よりかなり増加しているのので、その理由をお尋ねします。

答（学校経営G） サポートティーチャーの賃金が増加しているということですが、本市においては平成19年度に市長のマニフェストの具現化として県に先駆けて小学校2年生に35人学級を実現するために、少人数学級対応教員を配置しました。平成20年度からは愛知県が小学校2年生で35人学級を実施するため、その分が必要なくなってきたというわけですが、それを3人目のサポートティーチャーとして配置するために増額したということです。

問（9） ややこしいと思うんですけど、昨年度はですね、少人数学級対応教

員で、高小と翼小に一人ずつ少人数学級の対応教員が入っていたということで、吉小と取小については該当しないということで、その分はサポートティーチャーでみてました。その2人はそのままということで、高小と翼小の一人がそのままサポートティーチャーへずれ込んで、少人数学級の対応教員は県の方が一人ずつ、それは県の方で処置をするということになったということですね。

答（学校経営G） 高浜市の場合はそうなりますが、なぜそういうややこしいことになったかといいますと、少人数学級のなるかならないかというのは、その年の2年生の構成によって違うもんですから、そうなったときとならない場合のことをいちいちやっておりますとなかなか大変だもんですから、港小学校はもともと35人以上になることはほとんどないものですから、港小学校を除く4校について今年度、少人数学級対応教員として35人学級になった場合は少人数学級対応教員として、それ以外はサポートティーチャーの3人目というふうに、・岡委員言われたとおりです。今年度は高浜小学校と翼小学校が35人学級対応になりました。それ以外の吉浜小学校と高取小学校は3人目のサポートティーチャーとしてつけておったということです。

問（9） 結果的には県に先駆けてやった事業になるわけですけど、実際にはどういった効果が上がったのかなと、その結果について1年という期間なんです。

答（学校経営G） もちろん少人数学級対応として配置しました高浜小学校と翼小学校につきましては、非常勤ですので担任は持てなかったものですから、担任は校務主任が行い、学活とか道徳も担任が行ったわけですが、それ以外のものを少人数学級対応教員が行いました。非常に、例えば家庭訪問に二人で行ったりとか、給食も二人で教室に入ったりとか、そういうこともあったり、その二人が二人担任制のような形で非常に連携して、きめ細かな指導ができていると校長から聞いています。それから、それ以外の3人目のサポートティーチャーとして配置した学校につきましては、やはり、よりきめ細かな少人数指導ができたと聞いています。

問（9） 効果が上がったということですので、これは、県の方が少人数学級には対応していくことなんですけど、今年度こうやって予算措置をして、わざわざ

ざサポートティーチャーに入れたけど、来年度以降はですね、こういうのがまたなくなってしまうというようなことはないように、当然これは続けていかれると思うんですが、その辺はどうですか。

答（学校経営G） この議会の冒頭に教育長の方から教育行政方針で説明しましたように、来年度は一人ひとりを大切にする教育の充実を主眼に置いて取り組んでいきたいと思っています。増加する外国人の子供たちや、発達障害を含む特別支援教育の充実のためだけでなく、子供たちの豊かな心の醸成や学力向上にも必要なのは人的な支援です。したがって、県が始めたから手を引くという考えはありません。少人数授業展開数の増加ですとか、基礎基本の分からない児童の取り出し授業ですとか、担任と連携したTT授業ですとか、担任出張学級への補欠授業等々、3人目のサポートティーチャーとして各学校が工夫を凝らして活用できるよう予算要望させていただいています。

問（9） もう1点、そのすぐそばですね、外国人児童生徒等通訳というのがありますね。今年新規で一人増設というか、一人増やされるということだと思うんですが、これは今までだと5時間ぐらいで、週の半分ぐらいおみえになっていたのか、それが二人になってですね、大体毎日一人みえるという形になるのか、どういう形で通訳さんを配属されるのですか。

答（学校経営G） 今までには一人だったのですが、南中学校にはポルトガル語を母国語とする子供たちはいないものですから、それ以外の6校について、一人の方がそれぞれ回っておりました。だいたい週1回ぐらいになったと思いますが、来年度から、非常に外国人が増えてきたということで、一人増員ということは今、要望しているわけですが、予定者は大変若い子です。まだ、そういうことをボランティアではやったことのある子なんですけど、初めてのことでベテランの、今年度までずっと外国人通訳者をやっていらっしゃる方に4月中はずっとついて、二人でずっと回っていただくというような形をとって、5月ぐらいから吉浜小学校と翼小学校が人数が多いものですから、今までのベテランの方を配置して、一日おき、あるいは午前午後といえは毎日でも行けると思うんですが、そういうふうにして、その他の学校について今度新規に採用予定のというふうに、学校別に分けて、今のところは考えています。

問（９） 運用についてはですね、必要に応じてその子供さんたちがたくさんいる学校もあるものですから、そういう形でやっていただければ結構だと思うんですが、高浜の場合ですね、教育委員会は義務教育に特化しているということで、実は幼稚園はこども未来部の方に所属しているという中でですね、実は小学校も大変なんですけど、幼稚園、保育園といった学校へ上がる前、ちょっと保育園は所管が違いますが、そこら辺はですね、子供さんと教育施設のコミュニケーションがとれない、とりにくいというのが更にひどい状況だと思うんですよね。親御さんと保育士さんなり幼稚園の教諭さんとやってく場合にですね、大変苦勞してみえるというふうには聞いているんですね。教育委員会が所管している中にこういう形の方がみえても幼稚園だとか、保育園も含めてですね、何とか本当は活用できるような形がとれるといいなと思うんですが、その辺のお考えはありますか。

答（教育長） 今、通訳の問題につきましては、・岡委員のお話のとおり、本当に３年前から比較すると３倍近い人数に、本当に想像を絶するような数字で勢いが伸びているわけですね。今回こうして二人目をお願いするということですが、現実的にこの後本当に日々の中でどのようにまた増えてくるかということもまた想定がなかなかしにくいところもありますが、いずれにしてもそういった状況で現場が子供たちが本当に、外国人の子たちがやっぱり居場所がなくなっていく、言葉が通じないということは居場所がなくなったような状況をつくるということは、他の子たちにも影響を与えますので、その部分が今、お話しのように、小学校に就学した子たちだけでなく、やはり就学前の子たちの子供も、お子さんも連れて来る外国人の方もかなり増えているようになっています。したがって今回の予算の中では学校へということで予算を付けさせていただいておりますが、その辺の状況というのは少し今、申し上げたような実態を進めさせていただきながら、幼稚園、保育園の方の中へもあわせてきつといろんな対応をしないと、なかなか次へまたその子たちがかなり定着、永住してくるような外国人の子たちも出てきておりますので、そういった意味では、幼稚園、保育園から小学校へ継続的にという、そういった人口も増えてこれからくだろうと思いますので、したがって低学年のうちから少しそういう手当てが

できるかどうかということも今後ちょっと考えていかなきゃいけない時期は当然来るだろうと思いますので、いずれにしてもその辺のことはいろいろな状況を見ながら、年度が変わった後で急激な状況がふえたりとか、状況が変化するようであれば、また補正でお願いするとか、来年の当初で考えていくとかいうことは、一度よくみていきたいと考えています。

問（９） ちょっと所管が入り混じってしまうので質問がしにくいんですが、ぜひ有効に活用していただきたいなと思います。

問（３） ２１７ページの小学校の工事請負費で渡り廊下耐震補強工事が計上されていますが、高浜市の学校施設の耐震補強の整備状況はどのようになっているのでしょうか。

答（学校経営G） 委員の御指摘がありました小学校の渡り廊下の耐震補強工事が来年度終わりますと１００％となります。

問（１３） ２１０ページの特色ある学校づくり事業委託料ですが、これは１９０万４，０００円出てますが、これについての説明をお願いします。それと標準学力検査実施委託料ですが、２０２万２，０００円出てますが、これは、一般的にいう学力テストのことか、市がやってる学力テストのことか、その点お示してください。それから、下の方の委託料で、愛知出会いと体験の道場推進事業委託というのがありますが、これは中学校２年生か何かが職場体験をする関係かと思いますが、自衛隊の体験学習が入ってるのかどうか、その点お示してください。それから、２１７ページの高取小学校の体育館改修工事費ですが、３，５００万円出てますが、これはいつぐらいからかかるのか。すぐ下の給食調理業務委託料８，５５０万円ですが、これは、各学校何人ずつくってみえるのか、栄養士さんはどのようになっているのか。２２０ページの高浜中学校の便所改修工事費１，０１２万５，０００円ですが、これ、昨年、障害者用トイレで計上されてたと思うんですが、今年はどういう内容の工事なのか。中学校の教室改造工事費、これについても。

答（学校経営G） まず、特色ある学校づくり事業の委託料ですが、これは、各学校が子供、保護者、地域の実態や願いが加味された各学校ごとのオリジナルな計画を公表し、実践する、そういった事業です。一例をあげますと、例え

ば、今まで良かったのは「川がきになろう」とか、吉浜小学校ですと「のびのび吉浜っ子地域ふれあい活動の実践を通して」とか、港小学校ですと「港っ子楽しく遊んで元気もりもり」というようなテーマを持って、それぞれの学校が独自に特色を生かした、創意工夫をしたことをするという事です。それから、標準学力検査の実施委託料については国の学力学習状況調査とは違います。市が少人数指導の効果を検証するために行うものです。愛知出会いと体験の道場については中学校2年生が行う職場体験ですが、自衛隊にというお話ですが、かつてあったと思いますし、最近、南中学校であったようなことは聞いてますが、別に自衛隊だということでは危ないということではなく、やはり自衛官も立派な職業ですので、それぞれの学校で、子供たちや保護者が希望する職種について体験をするということで行っています。それから、高取小学校の体育館の改修工事は総括の方で教育長が答えていますが、一応、6月から9月までの4カ月くらいをとということ考えています。それから、給食調理業務ですかね、各学校何人ということですが、具体的な数字はなかなかあれなんです、それぞれ食数に応じて調理員の配置基準というものがあります。高浜市の場合は、1番少ないところで今年度港小学校で4人の調理員さんです。多いところだと、吉浜小学校が7人ぐらいだったと思っています。栄養士については、港小学校と高取小学校は兼務で1人です。それ以外の学校については全部学校栄養職員として配置しています。それから、便所の改修工事ですが、たしかに委員のおっしゃるとおり今年度は障害者用のトイレを高浜中学校に工事をしました。来年度は、障害者トイレではなくて洋式トイレの1系統を高浜中学校の南校舎の方で工事をするという、それで各学校全部1系統は洋式トイレが完備することになると思います。それから、中学校の教室改造工事では、神田知事のマニフェストで来年度が小学校の2年生ですが、その次が中学校1年生で行います。行うということを書いてみえるので、そのための中学校1年生の教室をふやすための工事というふうに把握しています。

問（13） 学力テストについては、少人数指導の成果を見るというお話でしたが、4月の幾日でしたか学力テストも国の関係でやられると思うんですが、テストをやっても半年以上たって結果が出てきたりして、学校の先生方もすぐ

これをどうこうするとか役には立たないということや競争をあおると思いますので、ぜひやめるように指摘をしたいと思います。愛知出会いと体験の道場ですが、自衛隊の体験学習は、自衛隊に入って学習をしてくるということですから、これは問題があると思います。高浜中学校のトイレの設置工事についてはわかりました。それで、次の228ページの社会教育費の関係ですが、中央公民館の改修工事の関係ですが、前から壁などが傷になってるんですが、ここには空調機の取りかえだとか舞台ホールつり物及び昇降装置の取りかえ工事と出てますが、具体的にもう少し教えてください。230ページのファイアーウォール設置設計委託料、31万5,000円が出てますが、これはどういうものなのか。それから、光プライベートネットサービス使用料、54万7,000円が出てますが、これについても。それから236ページの委託料の関係で、展覧会の関係ですが、10月から指定管理者にという話ですが、これはどのように計算されているのか。

答（学校経営G） 学力テストは確かに文科省が行う学力状況調査については結果が出るまでに半年もかかりました。ですから、現場にとっても大変使いにくかったんですが、ここで上げてあります市で行うものについては小学校3年生から中学校3年生まで、小学校は2月に行って2週間後くらいには結果が表れます。小学校は主に到達度を見ますので、この1年のやってきた成果がどうだったのかということはずぐにわかるし、その結果を次年度の学級編成に生かすこともできます。中学校は進路のこともありますが4月に行って、このテストは5月上旬には結果が出てきます。あわせて知能検査も小3、小5、中1で行います。そうすると知能に比べてということがデータとして出てきますので、そういった意味でそれぞれの個にあった、同じ成績をとってもすごく努力している子と楽々という子といろいろいるもんですから、個に合った指導をすることで大変有効に学校現場としては活用しています。それから、自衛官が大変危険だということ、それは言い方が悪いですが逆差別かなということも思います。どんな仕事も危険を伴うことはいっぱいありますし、もちろん安全を配慮して、職場体験ですから当然受けてくださる事業所はその辺を一番考慮してやっていただけたらと思っています。

答（市民活動G） 中央公民館の改修工事ということですが、壁などに傷があるということでしたが、これについては中央公民館のホールについては19年度の工事で改修させていただいています。それで、今回の方の5,510万円ですが、これについては、19年度の工事でやれなかった分として主なものとして空調設備等の工事として5部屋ありまして、2階の講義室、情報推進室、図書室、3階の小会議室、視聴覚室が残ってますのでこの工事をさせていただきます。それとつり物としてホールの方ですが電動昇降装置リミネットスイッチ、制御盤リレー、ブレーカー、電動昇降装置Vベルト、オイル・ブレーキライニング、ワイヤーロープ、滑車、開閉幕ランナー等の取りかえを行う工事です。

答（地域文化G） 230ページのファイアーウォールと光プライベートネットサービス使用料についてのお尋ねですが、これについては、図書館の電算システムが更新されまして、吉浜図書室、高取図書室、10月からは新たに南部まちづくり協議会の方に端末を置き、相互貸借ができるようになるというものです。それに伴いまして、その管の間を結ぶ媒体として光プライベートネットワークサービス、これは、光プライベートネットということでキャッチネットワークのサービス線を使うということです。また、南部まちづくり協議会等、今後、民間の管理者のところに端末が置かれていくという関係から、情報の脆弱性を補完する意味からファイアーウォールを設置するものです。それから、236ページの展覧会事業については、10月から議会の方で御議決いただければ指定管理者制度に移行していくわけですが、春、夏の展覧会については直営で開催していきます。今の予定としては古代ペルシャ展、また、ねむの木学園の展覧会を予定しています。その経費です。

問（14） 211ページの先ほど出ました自衛隊の体験道場ですが、これは高浜市教育委員会として独自にその職場を選んで体験することなのか、あるいは、違ったところから要請があって、それに応じてこういう事業を進めるのか、まず最初に確認しておきたいと思います。

答（学校経営G） この事業は、もともと愛知県の県民生活部の学事振興課が行っておって、それぞれ各学校の方に市が受けて委託するんですが、もともと

高浜市は個人の希望を重視しています。学校がどこどこに行きなさいとか、教育委員会がどこどここの事業所に行きなさいといった指示は全くしていません。ちなみに高浜中学校は今年度は170事業所、南中学校は182事業所、なぜ南中学校の方が多いかと言いますと南中学校は伝統的に人に頼らないということで1人1事業所に行かせているということからです。

問（14） 先ほど話がありましたが、自衛隊も一つの職業だと、おっしゃるとおりでね、そういう認識を私も持っていますが、危険じゃありませんということもおっしゃってみえたけども、内藤委員の言わんとしたところはね、銃を持ったり、戦車に乗ったりというのも一つの体験なんだということをするやもわからんという思いから、そういったところに子供を行かせて体験してもらうのはいかがなものかなということだろうと私は思うんですね。そういった意味で答弁も安全ですということだろうと私は勝手に推測していますが、しかしながら言わんとするところは、自衛隊の持ち合わせる性格なんですね、私どもが指摘をしたいというのは。御案内のように自衛隊というのは、現実的には、かなりやってる行動は変質してるんですね。例えば、海外の派兵問題しかり、あるいは過般も事故がありましたイージス艦に伴って漁民の命を奪って、それを素知らぬ顔をする。国会答弁でも2転3転するというような、そういう事態だとかね。もっとさかのぼれば制服組の幹部が山田洋行等の企業と癒着をして国民の血税を食い物にするというような問題、等々の一連の事態が国民から批判されている部分が多いわけですし、そういったところに将来を担う子供たち、体験という名のもとでそこに行かせることの是非なんですね。私たちは教育を預かるものとして現場で徹底しているのは命を大切に他人を思いやる心を含めてそれをいかに子供たちの教育の中に生かしていくかというのが日々教育の現場で心血を注いでそこをやってると思うんですね。そういったことを考えると自衛隊というのは教育の場としてはふさわしくない職場なんだというのが私たちの考え方なんですね。だから、それに対して行きたけりゃ勝手に行ってもいいですよというふうではなくて、教育的な観点からこういう問題もきちんと指摘をしながらやっていくという対応が私は求められていると思うんですね。県下でさまざま、この問題を取り扱って、改善をされたということも聞いて

いますので、ぜひ当市もそういう方向での検討を図っていくべきではないのかなと思います、考え方だけ聞いておきたいと思います。

答（学校経営G） 自衛隊の先の事故などでのいろんな不手際などは私も承知しています。それは、もちろんあってはいけないことではしょうが、自衛隊という組織すべてがそうではなくて、やはり、どんな事業所あるいは、今日の新聞でも校長が大変な不祥事を起こしたこともありました。やはり、一部のことで全体がというのはよく言われがちなものですから、井端委員さんの言われることもよくわかりますが、自衛隊というのはあくまで、この職場体験の段階では、あくまで職業というふうに学校はとらえていますし、そういった意味で委員会としても学校としても薦めはしませんが、保護者や子供がどうしてもここを体験したいと言ってきたときには、じゃあそうするかということ自分でアポを取ってやっていくという方式を今後とも多分とっていただろうと思っています。

問（14） 百歩譲るといふ言い方はおかしいですが、体験されるのは是としても、その際に教育的な観点というのは、ここを希望される児童に対してはきちんとこういう問題があるよというようなことは客観的な事実に基づいて一応提示をしながらということは何となくやるべきだと思うんですね。言ってきたから、「はい、わかりました。」アポ取りましょうというだけでは教師たるものの対応というのは不備を否認しないなというふうに思うので、そのあたりはより厳格に扱っていくように改善していただきたいと思います。

答（教育長） 井端委員のお考えをお聞きしてなるほどなと思ったわけですが、当然子供たちの教育的ないろんなことを考えていくときに、これはどの事業所でも良い面も悪い面も負の部分もいろいろあると思います。ですから、当然、指導者としてはそういった情報というのはそれぞれの日々の中でいろんな情報を出しながら御家庭の保護者と子供が相談する中でという、そのスタンスは逆に中立な立場としては当然とっていかねばいけないだろうと、そんなふうに思っていますので、そういった子供がそういったところを望みたいというなら、それは一つの向学心というか勉強の意味でもそれは否定するものではないとこんなふうに思っていますので、いずれにしても、そういう情報というのはいろいろきちんと教えていくということはやぶさかではないと考えています。

1 1 款 災害復旧費

質 疑 な し

1 2 款 公債費

問（1） 公債費ですが、繰上償還を予定していると理解してますが、繰上償還する事業債の内容と金額について伺いたい。

答(財務経理G) 繰上償還する事業債の内容と金額についてのお尋ねですが、当初予算に計上している繰上償還の事業債については、財政融資資金、政府債ですが、2事業の2億8,857万2,000円の繰上償還を予定しております。その内容ですが、1事業は、借入利率4.4%の都市計画事業、もう一つは借入利率4.2%の吉浜保育園・児童センター整備事業の2事業であります。

問（1） 今回の繰上償還にあたり、どのような考え方を持って、事業の選択をされたのか。

答(財務経理G) どのような考え方で事業を選択したかということですが、今回の繰上償還については、財政融資資金の借入利率4%以上の事業債、11事業ですが、この中から、財源を3億円以内とし、残存年数等を踏まえ、公債費の圧縮に最大のメリットがある2事業を選択したものです。

問（1） 繰上償還すると補償金を支払うことになると思いますが、償還利息と比較して、どの程度のメリットが出ますか。

答(財務経理G) 償還期限までの償還利息の残額は、2事業で3,951万3,567円で、補償金の総額は、2,947万4,921円であり、その差額、1,003万8,646円が削減され、メリットとなるものと考えております。

1 3 款 諸支出金

問（1 4） 2 4 5 ページの土地購入費、向山の墓地用だという説明だったと理解していますが、内容的にちょっと詳しく説明いただきたい。

答（計画管理G） おっしゃるとおり向山の墓地の代替地ということですが、これは主要地方道西尾知多線の道路拡幅事業により、現在の向山墓地が一部かかります。その代替地として隣地の方を取得するものです。

1 4 款 予備費

質 疑 な し

委員長 歳入、歳出について質疑漏れはありませんか。

問（1） 平成18年度決算の結果、財政力指数1.07、実質公債費率17.9%、経常収支比率83.5%という数字は伺ってますが、平成19年度の見込みと20年度の予算を立てたあとのそれぞれ3指標の数字を教えてください。

答（財務経理G） 財政力指数、実質公債費率、経常収支比率の3指標の見込みという御質問ですが、財政力指数については、19年度、20年度それぞれ引き続き不交付団体ということですので、1.10程度になるものと予想しています。それと経常収支比率ですが、委員、御承知のとおり現在83%前後で推移をしているわけですが、これについては19年度、20年度についても大きな変動はないものと考えていますので、83%台になるだろうと予測しています。それと、実質公債費率については、平成18年度18.1%をピークに、プライマリーバランスの黒字を維持してきたこととか、繰上償還の実施をしてきましたので、年々下降してまして、平成20年度については、17%台になるんだろうと予測しています。

問（1） 経常収支比率ですが、こちらの方、義務的経費の比率が高いと思われるんですが、これを下げていく手段というのは何か講じられていかれるんでしょうか。

答（財務経理G） 経常収支比率の抑制策ということですが、これは構造改革推進委員会の検討書でも出ていますが、組織構造改革とかアウトソーシング戦略、地域内分権により行政のスリム化をし、人件費を削減しながら受益と負担

の改革により補助金等の交付金の見直し、そういうような形の中で財政支出を抑制して経常経費の削減に努めてまいりたいと考えていますが、やはり現状の中で経常収支比率を大きく下げるとするのは、なかなか難しいと。やはり、今後は、それ以上伸ばさないという中で努力をしていきたいと考えています。

問（13） 可燃ごみ処理手数料、これ79ページですが、ごみ袋の関係だと思うんですが、どのように2,800万円を出してみえるのか。また、ごみは、ふえてるのか、減ってるのか。

答（市民生活G） 可燃ごみの処理手数料ですが、市の方が配布したごみ袋の数を超えて必要な方が購入をしていただいております。この2,800万円、実績に基づいて算定していますが、実は、前年度、19年度の予算と同額です。年々、人口の増、世帯数の増に伴い、ここは急激に増加していたんですが、御案内のとおり、20年度からプラスチック製容器包装を回収するというので、見込みとしては19年度と同額にしたというものです。

問（13） わかりました。81ページの総務費管理委託金についてですが、自衛官募集事務委託金が出ていますが、これは、地方自治の立場から返上すべきだと思うんですが、これ、昨年でしたかね、町内会長さんの会議で自衛官募集の話があったようにも聞いてますが、そのあたりでお示しいただきたい。それから、資源ごみの関係なんですが、豊田町に資源ごみの拠点がないんですが、ぜひ豊田町にも拠点をつくっていただきたいという声が出ていますが、その点、お願いします。

答（市民生活G） 資源ごみの拠点については、市の方から、ここでやっていただきたいというようなことは一切申し上げていません。町内会の方から御希望があれば市の方で対応しますのでよろしくをお願いします。

答（文書管理G） 自衛官募集事務の関係については、法定受託事務ということで、自衛官募集の関係の事務は引き続きやっていきたいと思っております。それと、町内会の方は、募集相談員の方が定例の会議の中でお話をさせていただいて、それぞれの地域に出向いて自衛官の募集についての説明をさせていただきたいと、希望があるところについて出向くということは聞いています。

問（13） 自衛官についてもそういう募集の話を持っていくというのは本当

に地方自治の立場から言えば間違ってると思いますので、やめていただくように指摘したいと思います。それから、9款の消防団の関係ですが、先ほど充足率が出ないということですが、充足率がかなり低いと思いますので、これを上げていただくように、広域連合になってますが、ぜひ、そちらに話をさせていただきたいと指摘しておきます。

答（生活安全G） 広域連合消防局の充足率のお話ですが、私ども数字については先ほど申し上げましたように資料等は持っていませんので正確な数字は申し上げられませんが、車両等の設備については、100%充足しているということは聞いています。それから、人員関係の充足率の関係については、現有勢力の中で人員の適正配置、そういったことで十分な体制をとっているということは聞いていますのでよろしくお願いします。

問（13） 車両がいくらそろっていても1台の消防車を4人でしたか5人でしたか、どうしても要る人数があるわけですね。1台の消防車が出て行って、もう1台残ってたのがそのままいるわけじゃなくて2台なら2台が両方とも出なきゃいけない。今朝も階段を落っこちたということで消防車と救急車が来たという話がありましたが、それで刈谷総合の方へ運ばれたそうですが、やっぱりその2台なら2台の車がきちんと動けるようにするためには、それ相応の職員が要るわけですから、やっぱり職員の充足率もきちんと充足するようにぜひお願いをしておきたいと思います。指摘をしておきます。

散会 午後4時36分